









GHSとは(1)



GHS は国際的に推奨されている化学品の 危険有害性の分類・表示方法です

GHS制定の背景

近年、多種多様な化学品が全世界で広く利用されており、その中には人や環境に対する危険有害性を有するも のも多く含まれています。一方で、こうした危険有害性の情報を伝達するための規則等は国や機関によって様々で あり、同じ化学品であっても異なる危険有害性情報が表示されたり、伝達されることもあります。しかし、化学品が 世界中に流通している今日、国や機関によって表示内容等が異なる状況では、化学品の安全な使用・輸送・廃棄 は困難です。

このような状況から、国際的に推奨された分類・表示方法の必要性が認識されるようになり、2003年7月には、国 連経済社会理事会において「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」(GHS)の実施促進のための決議が採択されました。

国連GHS文書

GHSの基本は国連GHS文書です

GHSの基本となるのは、国連GHS文書「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)」です。 表紙が紫色のため、通称、「パープルブック」と呼ばれています。

- 国連GHS文書は、本文と附属書から構成されています。
- 本文は、4部から構成され、これに10の附属書が添付されています。

国連GHS文書の構成

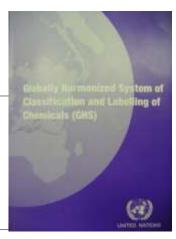
GHSの目的、範囲、適用や定義等の総論

物理化学的危険性について

健康に対する有害性について

環境に対する有害性について

ラベル要素の割当て、分類および表示に関する一覧表等





国連GHS文書は2年に1回改訂されます

- 毎年2回、国連経済社会理事会のもと設置されたGHS専門家小委員会が開催され、そこでの議論を踏まえ て、2年に1回、国連GHS文書が改訂されます。
- ◆ 日本では、国連GHS文書の改訂版が発行されるたびに、邦訳を発行しています。





GHSとは(2)

GHSの概要

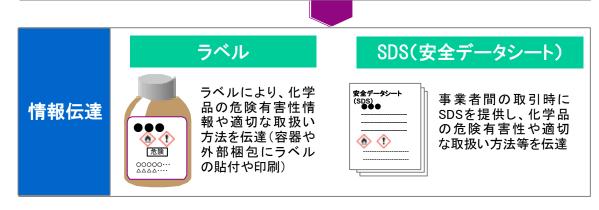
GHSは全ての化学品を対象としています

- ●目的 GHSは、化学品の危険有害性に関する情報を、それを取り扱う全ての人々に正確に伝えることに よって、人の安全・健康及び環境の保護を行うことを目的としています。
- ●適用 GHSは、危険有害性を有する全ての化学品(純粋な物質、その混合物)に適用されます。 ただし成形品は除きます。また、医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農薬等について は、原則GHSでは表示の対象としていません。
- ●規定内容 GHSには以下の内容が含まれます。
 - 危険有害性を判定するための国際的に調和された基準(分類基準)
 - 分類基準に従って分類した結果を調和された方法で情報伝達するための手段(ラベルや SDS(安全データシート))

分類

以下の危険有害性(ハザード)の分類基準

- 物理化学的危険性 (爆発物、可燃性等 16項目)
- 健康に対する有害性 (急性毒性、眼刺激性、発がん性等 10項目)
- 環境に対する有害性 (水生環境有害性等 2項目)



GHS情報の提供対象者

GHS情報の提供対象者は、化学品を取り扱う全ての人たちです

- GHSでは情報提供の対象者を、労働者、救急対応者、輸送関係者、消費者としています。
- つまり、GHSによる危険有害性に関する情報は、化学品を取り扱う全ての人たちが受けることに なります。





GHS導入のメリット(1)

GHSを導入することで、次に挙げるようなメリットが期待できます さらに、GHSが世界的に浸透すれば、より高い効果が期待できます

メリット

人の健康や環境の保護を強化

危険有害性の情報伝達に関して、国際的に理解されやすいシステムを導入することによって、化学 品を使用する人が適切に行動することが可能になり、人の健康や環境保護が強化されます。GHS を導入している企業からは、以下のような声も多く聞かれています。

安全確保に効果

労働者や工場の安全確保に効果がある。

GHS

意識向上に効果

<mark>危険有害性、リ</mark>スク管理に対する意識が強くなった。



物質選定時に効果

GHS分類結果を用いて、より安全な物質を選定す ることができるようになった。

メリット 2 化学品の試験・評価の重複を回避

入手可能なデータを用いて分類することや「つなぎの原則」を用いること等から、化学品の新たな試 験及び評価の必要性が減少します。

BEFORE



個別試験評価が必要

危険有害性評価





新たな試験及び評価の 必要性が減少

類似製品に同じ評価を使える!

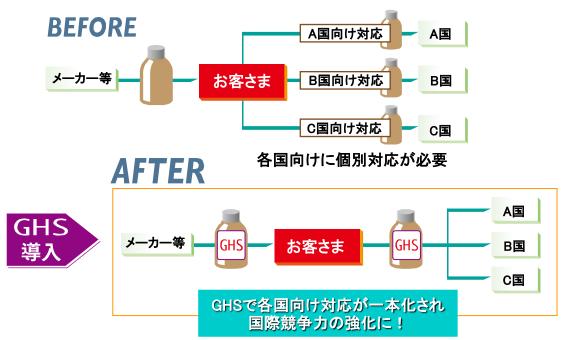




GHS導入のメリット(2)

メリット 3 事業者の負担軽減と国際競争力の強化に貢献

事業者が化学品の国際取引を行っている場合、GHSの導入により、輸出国ごとに異なるSDS等を作 成する負担が軽減し、国際競争力の強化につながります。



メリット 4 自社の安全性イメージの向上に寄与

GHSの導入により、取引先や社会に対する適切な情報提供がはかられ、自社の安全性イメージの 向上につながります。

GHS

安全性イメージの向上

GHS導入により、自社の安全性に対するイメージが向上する。

GHSについての要求に対応

ユーザー・取引先からのGHSについての要求に応えられることで、 ユーザー・取引先からの信頼を獲得することができる。



GHSによる化学品の分類(1)

GHSでは、国際的に統一された方法で化学品の危険有害性を分類します

GHSの危険有害性クラス

「物理化学的危険性」、「健康に対する有害性」、「環境に対する有害性」に関して以下の「危険有害性クラス」が 設定されており、それぞれについて、どの程度の危険有害性があるか、あるいはないかを判断するための調和さ れた分類基準が定められています。

国連GHS(改訂4版)の危険有害性クラス

物理化学的危険性

- ●爆発物
- ●可燃性/引火性ガス (化学的に不安定なガスを含む)
- ●エアゾール
- ●支燃性/酸化性ガス
- ●高圧ガス

- ●引火性液体
- ●可燃性固体
- ●自己反応性化学品
- ●自然発火性液体
- ●自然発火性固体
- ●自己発熱性化学品
- ●水反応可燃性化学品
- ●酸化性液体
- ●酸化性固体
- ●有機過酸化物
- ●金属腐食性物質

健康に対する有害性

- ●急性毒性
- ●皮膚腐食性/刺激性
- ●眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
- ●呼吸器感作性または皮膚感作性
- ●生殖細胞変異原性
- ●発がん性
- ●生殖毒性
- ●特定標的臓器毒性(単回ばく露)
- ●特定標的臓器毒性(反復ばく露)
- ●吸引性呼吸器有害性

■環境に対する有害性

●水生環境有害性

●オゾン層への有害性

GHS分類の例

GHSでは、分類基準に従って決定する危険有害性区分に応じて絵表 示等のラベル要素が決まります

例)引火性液体の分類

大

危険有害性

小

引火点および初留点の データから 危険有害性区分を決定

危険有害性区分								
区分1 区分2 区分3 区分4								
引火点 < 23℃	引火点〈23℃	引火点 ≥ 23℃	引火点 > 60℃					
および	および	および	および					
初留点 <u><</u> 35℃	初留点>35℃	<u>≤</u> 60°C	<u><</u> 93°C					

ラベル要素

絵表示	(A)	®	(8)	シンボルなし
注意喚起語	危険	危険	警告	警告
危険有害性情報	極めて引火性の 高い液体および蒸気	引火性の高い 液体および蒸気	引火性液体 および蒸気	可燃性液体

(さらに、区分に応じた「注意書き」があります)



GHSによる化学品の分類(2)

GHSでは、入手可能なデータを活用して分類を行います

GHS分類に利用できるデータ

- GHSでは、入手可能な既存のデータに基づく分類が推奨されており、GHS分類を目的とした新たな試験は要求 されません。
- 化学品は必ずしも純物質でのみ扱われるとは限らず、市場ではむしろ混合物として流通していることが多いと 考えられますが、混合物についても、入手可能なデータを活用した分類が可能です。
- 例えば、混合物として国連危険物輸送勧告に基づく国連分類(国連番号、クラス)が付与されている場合には、 国連分類に基づき、GHSにおける物理化学的危険性の分類を検討することができます。
- GHSでは、混合物そのもののデータを入手できない場合についても、「つなぎの原則」等を利用した分類方法が 組み込まれています。

混合物のGHS分類

混合物そのものの試験データを入手できない場合、「つなぎの原則」 等を考慮した分類を検討します

① 混合物そのものの試験データを利用して分類

混合物そのものの試験データが利用できる 場合は、そのデータを利用して分類します。

②「つなぎの原則」を考慮して分類

混合物そのものの試験データがない場合 は、「つなぎの原則(Bridging principles)」を 考慮した分類を検討します。

③ 個々の成分の有害性情報に基づき分類

混合物そのものの試験データも「つなぎの 原則」も利用できない場合は、個々の成分 の有害性情報(試験データ等)に基づき有 害性を推定し、分類します。

健康有害性、環境有害性については、混合物そ のものの試験データはないものの、個々の成分に 関して十分なデータがあり、混合物の有害性を適 切に特定できる類似の混合物に関する十分な情 報がある場合に、「つなぎの原則」を考慮した分類 が可能です。

「つなぎの原則」には以下の6種類があり、危険有 害性クラスによって適用できる原則が異なります。

- a. 希釈
- b. 製造バッチ
- c. 毒性の高い成分の濃度
- d. 毒性区分内での内挿
- e. 本質的に類似した混合物
- f. エアゾール



表示による情報伝達(1)

表示に用いるGHSラベルの作成には、一定のルールがあります

GHSの定義では、ラベルとは、化学品の危険有害性に関する情報がまとめて記載されている書面、印刷又はグ ラフィックであり、危険有害性がある物質の容器又はその外部梱包に貼られたり、印刷されたりするものをいいま

表示に用いるラベル要素は下記のとおりです。

ラベル要素

製品特定名(Product identifier)

製品を特定するものとして、製品の名称や物質の化学品特定名が記載されます。

2 注意喚起語(Signal words)

> 利用者に対して、潜在的な危険有害性を警告するために使用されると同時に、危険有害性の程 度を知らせる語句のことです。

「危険(danger)」と「警告(warning)」の2種類があり、重大な危険有害性がある場合には「危険」 を用い、それよりは重大性の低い危険有害性がある場合には「警告」を用います。

3 絵表示(Pictograms)

> ある情報を伝達することを意図した、シンボルと境界線、背景のパターン又は色等の図的要素 から構成されるもので、1つの頂点で正立させた正方形の中に、白い背景の上に黒いシンボルを 置き、はっきり見えるように十分に幅広い赤い枠で囲んだものです。

危険有害性情報(Hazard statements) 4

> 該当製品の危険有害性の性質と、その危険有害性の程度について記載されます。具体的な文 言は、危険有害性の程度に応じて国連GHS文書の中にそれぞれ定められています。

5 注意書き(Precautionary statements)

> 危険有害性をもつ製品へのばく露、その不適切な貯蔵や取り扱いから生じる被害を防止・最小 化するために、その化学品の使用者等が取るべき措置について記述した文言(又は絵表示)を 記載したものです。「GHS附属書3」において注意書きの使用に関する手引きが提供されていま す。

6 供給者の特定(Supplier identification)

化学品の製造業者又は供給者の名前、住所及び電話番号が記載されます。



表示による情報伝達(2)

ラベル要素の配置

GHSでは、危険有害性を表す絵表示、注意喚起語と危険有害性情報はラベル上に一緒に配置されるべきとされ ており、その配置の例や記載の手引きが「国連GHS文書 附属書7」やJIS Z 7253「GHSに基づく化学品の危険有 害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」に掲載されています。

製品特定名 注意喚起語 絵表示 危険有害性情報

供給者の特定

注意書き

ラベルの例 00000000000000 ムムムムムムムムムムムムムムム(英名) NET Wt. 15kg 3 ・引火性液体および蒸気 重篤な眼の損傷 ・飲み込むと有害 •皮膚刺激 ・生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い 中枢神経系、腎臓の障害 4 •呼吸器への刺激のおそれ、または、眠気およびめまいのおそれ ・長期、または反復暴露による血管、肝臓、脾臓の障害のおそれ 飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ 水生生物に非常に強い毒性 【安全対策】 使用前に取扱説明書を入手し、全ての安全注意を読み理解するまで取 扱わないこと。 容器を密閉しておくこと。 ・火花、裸火、高温体等の着火源から遠ざけること。禁煙。 ・防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。 【応急処置】 ・火災の場合:粉末消火剤、耐アルコール性泡消火剤、二酸化炭素又は水 を用いて消火すること。 ・飲み込んだ場合:直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。 ・眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを使用し ていて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。ただち 5 に医師に連絡すること。 ・皮膚等に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を多 量の水と石けんで洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の手当てを受け ること。 【保管】 ・涼しく換気のよい場所で、施錠して保管すること。

・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者

・貯蔵条件(低温)によって全体又は一部が固化することがあります。その

日本GHS株式会社 東京都千代田区霞ヶ関〇一〇 電話:03-0000-0000

ときは火気に注意の上、加温・溶融し、均一化して下さい。

6

に業務委託する。 【使用上の注意】

8



表示による情報伝達(3)

絵表示について

GHSでは、9種類の絵表示(Pictograms)が決められており、危険有害性区分に応じ表示することとなっています。

【炎】



可燃性/引火性ガス (化学的に不安定なガスを含む) エアゾール 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 自然発火性液体 · 固体 自己発熱性化学品 水反応可燃性化学品 有機過酸化物

【円上の炎】



支燃性/酸化性ガス 酸化性液体 · 固体

【爆弾の爆発】



爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物

【腐食性】



金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重篤な損傷性

【ガスボンベ】



高圧ガス

【どくろ】



急性毒性 (区分1~区分3)

【感嘆符】



急性毒性(区分4) 皮膚刺激性(区分2) 眼刺激性(区分2A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性(区分3) オゾン層への有害性

【環境】



水生環境有害性 (急性区分1、 長期間区分1 長期間区分2)

【健康有害性】



呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 (区分1、区分2) 特定標的臓器毒性 (区分1、区分2) 吸引性呼吸器有害性

作業場内表示について

GHSの対象となる化学品には、作業場に供給される時点でGHSのラベルが貼付されますが、そのラベルは、作 業場においてもその供給された容器にそのまま貼付しておき、さらに、ラベルの情報を作業場で使用する他の容器 への表示にも活用することが推奨されています。



危険 成分: DDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDD	
成分: □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
NET Wt. OOkg	危険
000000000000000000000000000000000000000	
000000000000000000000000000000000000000	
	000000000000000000000000000000000000000

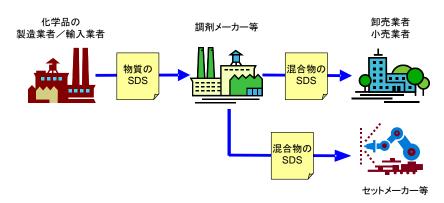




SDSによる情報伝達

SDS(Safety Data Sheet:安全データシート)

- SDSとは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書 のことです。
- 事業者間で化学品を取引する時までに提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等 を、供給者側から受け取り側の事業者に伝達するためのものです。
- SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に有益な情報 伝達ツールとなります。
- GHSにおいては、次の16項目の情報を、この順番どおりに記載することになっています。
- 「GHS附属書4」や「JIS Z 7253「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示 及び安全データシート(SDS)」」に、SDS作成についての手引きが記載されています。



SDSの記載項目

- 1. 物質または混合物および会社情報
- 2. 危険有害性の要約
- 3. 組成および成分情報
- 4. 応急措置
- 5. 火災時の措置
- 6. 漏出時の措置
- 7. 取扱いおよび保管上の注意
- 8. ばく露防止および保護措置

- 9. 物理的および化学的性質
- 10. 安定性および反応性
- 11. 有害性情報
- 12. 環境影響情報
- 13. 廃棄上の注意
- 14. 輸送上の注意
- 15. 適用法令
- 16. その他の情報



MSDSからSDSへ

SDSは、国内では平成23年度までは一般的に「MSDS(Material Safety Data Sheet:化学物質等安全デー タシート)」と呼ばれていましたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一いたしました。 また、GHSに基づく情報伝達に関する共通プラットフォームとして整備したJIS Z 7253においても、「SDS」とさ れております。

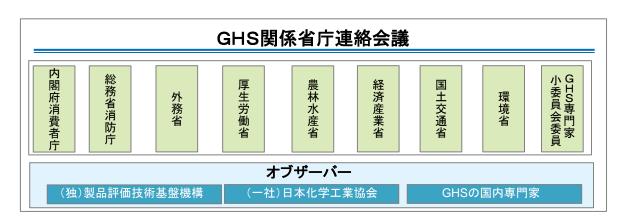


日本におけるGHS導入に関する活動(1)

日本では、GHSの導入にあたって、いろいろな対応が進められています

関係省庁連絡会議の設置

- 2001年、国連GHS専門家小委員会の発足とほぼ同時期に、GHSに関する情報の共有、国連GHS専門家小委 員会への対応等を目的とした「GHS関係省庁連絡会議」が設置されました。この会議のメンバーは、厚生労働 省を幹事とし内閣府消費者庁、総務省消防庁、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、GHS 専門家小委員会委員で構成されており、独立行政法人製品評価技術基盤機構、一般社団法人日本化学工業 協会やGHSの専門家がオブザーバーとして参加しています。
- 現在、「GHS関係省庁連絡会議」では、日本国内でのGHS実施に関するさまざまな活動(国連GHS文書の邦 訳、国による化学物質のGHS分類、国連GHS専門家小委員会での対処方針の決定等)を行っています。



国連GHS文書の邦訳

● 2002年2月から「GHS関係省庁連絡会議」において、国連GHS文書の原文(英語)から日本語への翻訳作業を 開始しており、改訂版の邦訳は専門家、経済産業省、厚生労働省、環境省等のホームページに公開されてい

経済産業省:http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_text.html 厚生労働省: http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei07/index.html

GHS分類ガイダンスの整備

- GHS分類関係者(事業者等)が、分類作業をより正確かつ効率的に実施するための手引きとして、関係各省に よって、「GHS分類ガイダンス」が作成されました。
- このガイダンスは、分類JIS(JIS Z 7252「GHSに基づく化学物質等の分類方法」)に準拠しており、分類の手順 や計算方法等と合わせて、分類の際に使う情報源のリストも記載されています。
- なお「GHS分類ガイダンス」は、「事業者向けGHS分類ガイダンス」と「政府向けGHS分類ガイダンス」に分かれ ており、いずれも、経済産業省のホームページからダウンロードすることができます。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html



日本におけるGHS導入に関する活動(2)

·部の化学物質について分類を実施、公開

- 日本でSDSの作成を義務付けている法律は、「化学物質排出把握管理促進法」、「労働安全衛生法」及び「毒 物及び劇物取締法」の3つです。それらの規制対象となる化学物質を中心に、経済産業省、厚生労働省、環境 省等関係各省が連携して分類実施の作業を行っており、現在約2,500の化学物質の分類が進んでいます。最 終的な分類結果は独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページ(①)等で公開され、だれでも利用す ることができます。
- また、GHSに基づくSDS及びラベルを作成する際の参考となるように「GHS対応モデルラベル・モデルMSDS情 報」が厚生労働省ホームページ内の職場のあんぜんサイト(②)で公開され、だれでも利用することができま す。



①(独)製品評価技術基盤機構(NITE) http://www.safe.nite.go.jp/ghs/list.html



http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

分類ツール類の整備

日本では、GHS分類を行う事業者等をサポートするためのツール類が、前述のGHS分類ガイダンス以外にも多 数、整備されています。

■「混合物分類判定システム」(経済産業省)

混合物の全成分又は一部の成分についてデータが利用できる場合に混合 物の組成に基づき分類するシステムです。国連GHS改訂2版及び分類JIS (JIS Z 7252)に対応しています。物質(組成物)を登録し、製品(混合物)の混 合割合を入力すると、製品のGHS分類判定及びラベル情報の出力を行うこと ができます。また、政府によって分類された約1,500の分類結果を活用するこ ともできます。



http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_auto_classification_tool_ver3_download.html

■「GHS表示のための消費者製品のリスク評価手法のガイダンス」((独)製品評価技術基盤機構)

GHSでは、消費者製品の慢性的な健康有害性については、ばく露状況を勘案したリスク評価の結果予想されるリ スクがある程度以下の場合、健康有害性に基づくGHS情報を表示しなくてもよいことになっています。本ガイダンス は、特定の消費者製品について、リスク評価手法を用いたGHS表示の必要性の有無を判断する手順を示したもの です。

http://www.safe.nite.go.jp/ghs/risk_consumer.html



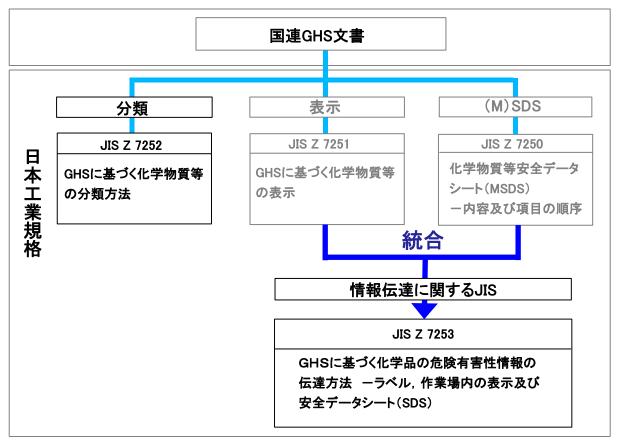


日本におけるGHS導入に関する活動(3)

日本工業規格(JIS)の整備

- 日本国内では、GHSに対応する日本工業規格(JIS)を定めています。
- 平成24年から、従来3つに分かれていたJISを「分類」と「情報伝達」に関する2つのJISに整理・統合しました。
- JISは、化学物質排出把握管理促進法、労働安全衛生法の共通プラットフォームとなっており、JISに従えば、原 則として、各法に準拠し、また、GHSにも対応したSDS及びラベルを作成・提供することができます。

GHSに係る日本工業規格(JIS)





JIS Z 7253の暫定措置

JIS Z 7253は、2012年3月に、従来のJIS Z 7250とJIS Z 7251を統合して制定されましたが、新しい JIS Z 7253では、暫定措置として、2015年(平成27年)12月31日までの期間は、JIS Z 7250:2005又 はJIS Z 7250:2010に従ってSDSを作成してもよく、それ以降、2016年(平成28年)12月31日までは、 JIS Z 7250:2010に従ってSDSを作成してもよいことになっています。

また、ラベルについては、2015年(平成27年)12月31日までの期間は、JIS Z 7251:2006又はJIS Z 7251:2010に従ってラベルを作成してもよく、それ以降、2016年(平成28年)12月31日までは、JIS Z 7251:2010に従ってラベルを作成してもよいことになっています。





GHSの導入と化管法・安衛法の関係法令の改正について

- 平成24年、「化学物質排出把握管理促進法」(化管法)及び「労働安全衛生法」(安衛法)は、GHSの導入の促 進を目的とした省令等の改正を行いました。
- 化管法省令の改正により、対象化学物質について、新たにラベル表示に関する努力義務を追加しました。ま た、SDSやラベルの作成、提供に際しては、JIS Z 7253に適合した方法で行うことを努力義務としました。
- 安衛法においても、労働安全衛生規則の改正により、譲渡・提供する際、SDSの提供又はラベルによる表示が 義務となっている物質に加え、原則、危険有害性を有する全ての化学品についてもSDSの提供及びラベルによ る表示を行うことを努力義務としました。

化管法・安衛法省令等改正の施行スケジュール

	平成23(2011) 年度	平成24(2012) 年度	平成25(2013) 年度	平成26(2014) 年度	平成27(2015) 年度	平成28(2016) 年度	平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度
化管法	平成24年 4月20日 化管法	平成24年 6月1日 第一段階施行	注記	31				
IL B.Z.	省令·指針 改正公布			•	平成27年 4月1日 第二段階施行	注記	2	
安衛法	平成24年1月27日 安衛則改正公布	平成24年 4月1日施行	記3					
文 用丛	平成24年3月16日 指針改正公布	平成24年 4月1日施行 注	24					
JIS Z 7252 (分類)	JIS Z 7252: 2009							
JIS Z 7250 (MSDS)	JIS Z 7250: 2005	(廃止)			(暫定 平成	期間終了) 27年12月31日		
JIS Z 7250 (MSDS)	JIS Z 7250: 2010	(廃止)				(暫足 平成	E期間終了) 28年12月31日	
JIS Z 7251 (表示)	JIS Z 7251: 2006	(廃止)			(暫定平成	期間終了) 27年12月31日		
JIS Z 7251 (表示)	JIS Z 7251: 2010	(廃止)					I E期間終了) 28年12月31日 ·	
JIS Z 7253 (情報伝達)	平成24年3月25日 制定	統 JIS Z 7253: 2012						

注記1

【省令改正関連】(化管法指定化学物質)

- <全般> SDSの記載項目をGHSに対応した16項目に拡大(第3条)
- <純物質> SDSの記載方法について、JIS Z 7253に適合するよう行うことを努力義務化(第4条第1項)
- <純物質> JIS Z 7253に適合したラベル表示を努力義務化(第5条)

<全般> 指定化学物質等取扱事業者は、JIS Z 7252及びZ 7253に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めることを規定(第4)

注記2-

【省令改正関連】(化管法指定化学物質)

- <混合物>SDSの記載方法について、JIS Z 7253に適合するよう行うことを努力義務化(第4条第1項)
- <混合物>JIS Z 7253に適合したラベル表示を努力義務化(第5条)

注記3

安衛法でラベル表示が義務付けられていない危険有害な化学物質について、ラベル表示を努力義務化(第24条の14) 安衛法でSDSの交付が義務付けられていない危険有害な化学物質について、SDSの交付を努力義務化(第24条の15)

注記4-

改正安衛則に定めるラベル表示及びSDSの交付を促進するため、事業者が労働者に危険有害性を有する化学物質を取り扱わせる 際の、GHSに準拠したラベルの容器等への貼付及びSDSの作業場への掲示等による労働者への周知の方法について公表





化管法に基づくSDS制度(1)

化管法に基づくSDSの提供義務とラベル表示の努力義務

- 化学物質排出把握管理促進法(化管法)に基づくSDS制度では、事業者による化学物質の適切な管理の改善 を促進するため、対象化学物質(第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質)又は対象化学物質を含有 する製品を事業者間で譲渡、提供する時までに、その性状及び取扱いに関する情報(SDS)を提供することを 義務付けるとともに、ラベル表示に努めていただくよう規定しています。
- また、化学物質管理指針において指定化学物質等取扱事業者は、GHSに基づくJIS Z 7252及びJIS Z 7253に 従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めることを規定しています。
 - ※ ラベル表示に関する努力義務規定については、純物質は平成24年6月1日から、混合物は平成27年4月1日 から施行となります(14ページの施行スケジュールをご参照下さい)。

化管法に基づくSDS制度の対象となる事業者

- 化管法に基づくSDS制度の対象事業者は、原則として、他の事業者と対象化学物質又は対象化学物質を含有 する製品を取引する全ての事業者です(業種・常用雇用者数・化学物質の年間取扱量による除外要件はあり ません)。
- なお、化管法に基づくSDS及びラベルは、事業者間での取引において提供されるものであり、一般消費者は提 供の対象ではありません。
- SDSの提供義務を遵守しない事業者に対しては、経済産業大臣による勧告及び公表措置又は過料が規定され ています。

化管法に基づくSDS制度の対象となる化学物質

- 省令で定めるSDSの提供義務及びラベル表示に努める対象となる化学物質は、化管法政令で定める「第一種 指定化学物質(462物質)」及び「第二種指定化学物質(100物質)」の合計562物質です。
 - ・ これらの対象化学物質の名称等については、20~30ページを参照して下さい。
 - ・以下の経済産業省ホームページ又は独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページのデータベース (CHRIP)からも確認できます。

経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/2.html (独)製品評価技術基盤機構(NITE) http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html

■ 対象化学物質の含有率が1%以上(特定第一種指定化学物質の場合は 0.1%以上)の製品にはSDSの提供が 義務付けられます。





化管法に基づくSDS制度(2)

SDSの作成方法

- 化学物質の有害性に関する分類方法については、国内規格としてJIS Z 7252において標準化されています。ま た、SDS及びラベルによる情報伝達の方法については、国内規格としてJIS Z 7253においてその記述内容等が 標準化されています。
- 化管法では、対象化学物質及び対象化学物質を含む製品のSDSの作成について、JIS Z 7253に適合した記載 を行うよう努めることとしています。
 - ※ JIS Z 7253に適合したSDSの記載に関する努力義務規定については、純物質は平成24年6月1日から、 混合物は平成27年4月1日から施行となります(14ページの施行スケジュールをご参照下さい)。

SDSの記載項目

化管法に基づくSDSは、次の16項目の情報を以下の順序で日本語で記載することと規定しています。

- 1. 化学品及び会社情報 製品名称、SDSを提供する事業者の名称、 住所及び連絡先
- 2. 危険有害性の要約
- 3. 組成及び成分情報 含有する指定化学物質の名称、指定化学物質の種別、 含有率(有効数字2けた)
- 4. 応急措置
- 5. 火災時の措置
- 6. 漏出時の措置
- 7. 取扱い及び保管上の注意
- 8. ばく露防止及び保護措置

- 9. 物理的及び化学的性質
- 10. 安定性及び反応性
- 11. 有害性情報
- 12. 環境影響情報
- 13. 廃棄上の注意
- 14. 輸送上の注意
- 15. 適用法令
- 16. その他の情報

SDSの提供方法及び提供時期

■ 提供方法

- SDSの提供は、原則、文書又は磁気ディスクの交付によって行うこととしています。
- ただし、SDSを提供する相手方が承諾した場合には、ファックス、電子メールの送信、ホームページへの掲載等 の手段を選択することもできます。

■ 提供時期

- SDSは、指定化学物質等を他の事業者に譲渡、提供する時までに提供して下さい。
- また、指定化学物質等を他の事業者に譲渡、提供するごとに提供して下さい。ただし、同一の事業者に同一の 指定化学物質等を継続的又は反復して譲渡、提供する場合は、受領者から請求された場合を除き、既にSDS の提供が行われている場合には、SDSの提供を省略することができます。
- 提供したSDSの内容に変更の必要が生じた場合は、速やかに変更後の内容を含むSDSを提供して下さい。



化管法に基づくSDS制度(3)

ラベルの作成方法

- 化管法では、対象化学物質及び対象化学物質を含む製品について、JIS Z 7253に適合したラベル(8ページ参 照)の提供が努力義務化されています。
 - ※ JIS Z 7253に適合したラベル提供の努力義務規定については、純物質は平成24年6月1日から、混合物は 平成27年4月1日から施行となります(14ページの施行スケジュールもご参照下さい)。

例外的にSDSやラベルを提供しなくてもよい製品

● 以下に該当する製品にはSDSやラベルを提供する必要はありません。



含有率が少ないもの

対象化学物質の含有率が1%未満 (特定第一種指定化学物質の場合 は 0.1%未満)の製品



固形物(※)

管、板、組立部品等 ※事業者による取扱いの過程において 固体以外の状態とならず、かつ粉状又 は粒状にならない製品に限られます。



密封された状態で 使用される製品

除外

コンデンサー等



一般消費者用の製品

殺虫剤、防虫剤、家庭用洗剤等



再生資源

空き缶、金属くず等



関係法令(1)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(抄)

【第三章 指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等】

(指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供)

第十四条 指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する時 までに、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その 他経済産業省令で定める方法により提供しなければならない。

- 2 指定化学物質等取扱事業者は、前項の規定により提供した指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が 生じたときは、速やかに、当該指定化学物質等を譲渡し、又は提供した相手方に対し、変更後の当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関 する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供するよう努めなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、前二項に規定する情報の提供に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第十五条 経済産業大臣は、前条第一項の規定に違反する指定化学物質等取扱事業者があるときは、当該指定化学物質等取扱事業者に 対し、同項の規定に従って必要な情報を提供すべきことを勧告することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた指定化学物質等取扱事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表すること ができる。

(報告の徴収)

第十六条 経済産業大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、指定化学物質等取扱事業者に対し、その指定化学物質等の性状 及び取扱いに関する情報の提供に関し報告をさせることができる。

【第五章 罰則】

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令

(用語)

この省令において使用する用語は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「法」とい 第一条 う。)及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成十二年政令第百三十八号。以下「令」 という。)において使用する用語の例による。

(指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法)

第二条 法第十四条第一項及び第二項の経済産業省令で定める方法は、ファクシミリ装置を用いた送信その他の方法であって、その方法により提供することについて指定化学物質等を譲渡し、又は提供する相手方が承諾したものとする。

(提供しなければならない情報)

第三条 指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条第一項又は第二項の規定に基づき提供する指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報(以下「性状取扱情報」という。)に次の事項を含めなければならない。

- 次のア又はイに掲げる場合において、それぞれ当該ア又はイに掲げる事項
- ア 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質である場合 次の(1)及び(2)に掲げる事項

 - (1) 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称 (2) 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の第一種指定化学物質(特定第一種指定化学物質を除く。)、特定第一種指 定化学物質又は第二種指定化学物質の別
- イ 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品である場合 次の(1)から(4)までに掲げる事項
 - (1) 当該製品の名称
 - (2) 当該製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質(以下「含有指定化学物質」という。)の名称(当該製品の質量 に対する当該含有指定化学物質に係る第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の質量(以下「第二種指定化学物質量」という。)の割合が一パーセント以上のもの及び当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る特定第一種指定化学物質量 の割合が〇・一パーセント以上のものに限る。)
 - (3) 含有指定化学物質の第一種指定化学物質(特定第一種指定化学物質を除く。)、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学 物質の別
 - (4) 当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質量、特定第一種指定化学物質量又は第二種指定化学物質量 のそれぞれの割合





関係法令(2)

- 当該指定化学物質等取扱事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- 三 当該指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急処置 四 当該指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置
- 五 当該指定化学物質等が漏出した際に必要な措置
- 六 当該指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意
- 当該指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等に暴露されることの防止に関する措置
- 八 当該指定化学物質等の物理的化学的性状
- 九 当該指定化学物質等の安定性及び反応性
- 十 当該指定化学物質等の有害性
- 当該指定化学物質等の環境影響
- 前二号に定める事項の内容の要約
- 当該指定化学物質等の廃棄上の注意
- 十四 当該指定化学物質等の輸送上の注意
- 十五 当該指定化学物質等について適用される法令
- 十六 前各号に掲げるもののほか、当該指定化学物質等取扱事業者が必要と認める事項

(第三条各号に定める事項の記載の方法)

第四条 指定化学物質等取扱事業者は、前条の性状取扱情報について、日本工業規格(工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第 十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。)Z七二五三に適合する記載(法第十三条第一項又は第二項の規定により磁気ディ スクをもって提供する情報にあっては、記録)を行うよう努めるものとする。

- 2 第三条各号に掲げる事項は、邦文で記載(電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により記録することを含む。次項において同じ。)するものとする。
- 3 第三条第一号イ(4)に定める当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質量、特定第一種指定化学物質量又は第 二種指定化学物質量のそれぞれの割合は、当該割合の上位二けたを有効数字として算出した数値により記載するものとする。

(表示)

第五条 指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する場合において、性状取扱情報 を提供する際は、その容器又は包装(容器に入れ、かつ包装して、譲渡し、又は提供する時にあっては、その容器)に次に掲げるものについて 日本工業規格Z七二五三に適合する表示を行うよう努めるものとする。

- 次のア又はイに掲げる場合において、それぞれ当該ア又はイに掲げる事項
- 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質である場合 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学 物質の名称
- イ 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品である場合 当該製品の名称
- 当該指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響
- 当該指定化学物質等の貯蔵又は取扱い上の注意
- 四 当該指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性又は環境影響に対応する絵表示
- 五 表示をする者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所及び電話番号
- 六 注意喚起語

(性状取扱情報の提供が必要となる場合)

第六条 性状取扱情報の提供は、指定化学物質等を譲渡し、又は提供するごとに行わなければならない。

2 前項の規定は、同一の事業者に対し同種の指定化学物質等を継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において既に当該指定化 学物質等に関する性状取扱情報の提供が行われているときは、適用しない。ただし、当該指定化学物質等を譲渡し、又は提供する相手方から 当該指定化学物質等に関する性状取扱情報の提供を求められたときは、この限りではない。

指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び 第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針(抄)

第四 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用に関する事項

(1) 体制の整備等

指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条に基づき提供される指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の効率的な活用を図るた め、データベースの構築その他の適切な情報提供手段を講ずるとともに、当該指定化学物質等を取り扱う全ての関係者に対し、その周知徹 底を図ること。

(2) 情報の活用

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を活用し、事業所からの指定化学物質の排出状況の把握 その他第一から第三までに規定する事項の適切な実施を図ること。また、指定化学物質等取扱事業者は、「化学品の分類および表示に関す る世界調和システム(GHS)」に基づく日本工業規格Z七二五二及びZ七二五三に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めること。





对象化学物質(1)

第一種指定化学物質

- *1:CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。 また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。
- *2:()で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

号番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
1	-	亜鉛の水溶性化合物		
2	79-06-1	アクリルアミド		
3	140-88-5	アクリル酸エチル		
4	_	アクリル酸及びその水溶性塩		
5	2439-35-2	アクリル酸2ー(ジメチルアミノ)エ チル		
6	818-61-1	アクリル酸2ーヒドロキシエチル		
7	141-32-2	アクリル酸ノルマルーブチル		
8	96-33-3	アクリル酸メチル		
9	107-13-1	アクリロニトリル		
10	107-02-8	アクロレイン		
11	26628-22-8	アジ化ナトリウム		
12	75-07-0	アセトアルデヒド		
13	75-05-8	アセトニトリル		
14	75-86-5	アセトンシアノヒドリン		
15	83-32-9	アセナフテン		
16	78-67-1	2, 2' ーアゾビスイソブチロニトリ ル		
17	90-04-0	オルトーアニシジン		
18	62-53-3	アニリン		
19	82-45-1	1ーアミノー9、10ーアントラキノン		
20	141-43-5	2ーアミノエタノール		
-	1000 00 0	5ーアミノー4ークロロー2ーフェニ	クロリダ	
21	1698-60-8	ルピリダジンー3(2H)ーオン	ゾン	
22	120068-37-3	5ーアミノー1ー[2, 6ージクロロー 4ー(トリフルオロメチル)フェニル] ー3ーシアノー4ー[(トリフルオロメ チル)スルフィニル]ピラゾール	フィプロ ニル	
23	123-30-8	パラーアミノフェノール		
24	591-27-5	メターアミノフェノール		
25	21087-64-9	4ーアミノー6ーターシャリーブチルー3ーメチルチオー1, 2, 4ートリアジンー5(4H)ーオン	メトリブ ジン	
26	107-11-9	3ーアミノー1ープロペン		
27	41394-05-2	4ーアミノー3ーメチルー6ーフェニ ルー1, 2, 4ートリアジンー5(4H) ーオン	メタミト ロン	
28	107-18-6	アリルアルコール		
29	106-92-3	1ーアリルオキシー2, 3ーエポキ シプロパン		
30	_	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩(アルキル基の炭素数 が10から14までのもの及びその 混合物に限る。)		
31	_	アンチモン及びその化合物		
32	120-12-7	アントラセン		
33	1332-21-4	石綿		0
34	4098-71-9	3ーイソシアナトメチルー3, 5, 5 ートリメチルシクロヘキシル=イソ シアネート		
35	78-84-2	イソブチルアルデヒド		
36	78-79-5	イソプレン		
37	80-05-7	4, 4' ーイソプロピリデンジフェノー		
٥/	00-00-7	ル	ノールA	

号番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
38	4162-45-2	2, 2' - {イソプロピリデンビス[(2 , 6-ジブロモー4, 1-フェニレン)オキシ]}ジエタノール		
39	22224-92-6	N-イソプロピルアミノホスホン酸 O-エチル-O-(3-メチル-4 -メチルチオフェニル)	フェナミ ホス	
40	149877-41-8	イソプロピル=2ー(4ーメトキシビフェニルー3ーイル)ヒドラジノホルマート	ビフェナ ゼート	
41	66332-96-5	3' ーイソプロポキシー2ートリフル オロメチルベンズアニリド	フルトラ ニル	
42	96-45-7	2ーイミダゾリジンチオン		
43	13516-27-3	1, 1'ー[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン	イミノク タジン	
44	-	インジウム及びその化合物		
45	75-08-1	エタンチオール		
46	76578-14-8	エチル=2ー[4ー(6ークロロー2 ーキノキサリニルオキシ)フェノキ シ]プロピオナート	キザロ ホップエ チル	
47	36335-67-8	Oーエチル=Oー(6ーニトローメ タートリル)=セカンダリーブチル ホスホルアミドチオアート	ブタミホ ス	
48	2104-64-5	Oーエチル=Oー4ーニトロフェニ ル=フェニルホスホノチオアート	EPN	
49	40487-42-1	N-(1-エチルプロピル)-2, 6 -ジニトロ-3, 4-キシリジン	ペンディ メタリン	
50	2212-67-1	Sーエチル=ヘキサヒドロー1Hー アゼピンー1ーカルボチオアート	モリネー ト	
51	149-57-5	2-エチルヘキサン酸		
52	83130-01-2	エチル=(Z) -3-(N-ベンジル-N-{[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ}アミノ)プロピオナート	アラニカ ルブ	
53	100-41-4	エチルベンゼン		
54	98886-44-3	Oーエチル=Sー1ーメチルプロピル=(2ーオキソー3ーチアゾリジニル)ホスホノチオアート	ホスチア ゼート	
55	151-56-4	エチレンイミン		
56	75-21-8	エチレンオキシド		0
57	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエー テル		
58	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエー テル		
59	107-15-3	エチレンジアミン		
60	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸		
61	12427-38-2	N, N'ーエチレンビス(ジチオカル バミン酸)マンガン	マンネブ	
62	8018-01-7	N, N' - エチレンビス(ジチオカル バミン酸)マンガンとN, N' - エチ レンビス(ジチオカルバミン酸) 亜 鉛の錯化合物	マンコゼ ブ又は マンゼブ	





対象化学物質(2)

- *1: CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。 また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。
- *2:()で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

号番号		物質名	別名*2	特定
万	(参考)*1			第一種
63	85-00-7	1, 1' ーエチレンー2, 2' ービピリ ジニウム=ジブロミド	ジクアト ジブロミ ド又はジ クワット	
64	80844-07-1	2ー(4ーエトキシフェニル)ー2ー メチルプロピル=3ーフェノキシベ ンジルエーテル	エトフェ ンプロッ クス	
65	106-89-8	エピクロロヒドリン		
66	106-88-7	1, 2ーエポキシブタン		
67	556-52-5	2, 3ーエポキシー1ープロパノー ル		
68	75-56-9	1, 2ーエポキシプロパン	酸化プロ ピレン	
69	122-60-1	2, 3ーエポキシプロピル=フェニ ルエーテル		
70	155569-91-8	エマメクチン安息香酸塩	エチ安酸びクto マン息塩エチン り1b 酸混 カカ は カカ は カカ は カカ は カカ は カカ は は カカ は は カカ は は り は は り は は り は は も ら も ら も も も も も も も も も も も も も も	
71	7705-08-0	塩化第二鉄		
72	85535-84-8	塩化パラフィン(炭素数が10から 13までのもの及びその混合物に 限る。)		
73	111-87-5	1ーオクタノール		
74	1806-26-4	パラーオクチルフェノール		
75	_	カドミウム及びその化合物		0
76	105-60-2	イプシロンーカプロラクタム		
77	156-62-7	カルシウムシアナミド		
78	105-67-9	2, 4ーキシレノール		
79	576-26-1	2, 6ーキシレノール		
80	1330-20-7	キシレン		
81	91-22-5	キノリン		
82	_	銀及びその水溶性化合物		
83	98-82-8	クメン		
84	107-22-2	グリオキサール		
85	111-30-8	グルタルアルデヒド		
86	1319-77-3	クレゾール		\vdash
87	_	クロム及び三価クロム化合物		\vdash
88	_	六価クロム化合物		0
89	95-51-2 106-47-8 108-42-9	クロロアニリン		
90	1912-24-9	2ークロロー4ーエチルアミノー6 ーイソプロピルアミノー1, 3, 5ートリアジン	アトラジン	
91	21725-46-2	2ー(4ークロロー6ーエチルアミノ ー1, 3, 5ートリアジンー2ーイル)アミノー2ーメチルプロピオノニト リル		

号番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定第一種
92	129558-76-5	4ークロロー3ーエチルー1ーメチルーNー[4ー(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾールー5ーカルボキサミド	トルフェ ンピラド	
93	51218-45-2	2ークロロー2'ーエチルーNー(2 ーメトキシー1ーメチルエチル)ー 6'ーメチルアセトアニリド	外ラク ロール	
94	75-01-4	クロロエチレン	塩化ビ ニル	0
95	79622-59-6	3-クロローN-(3-クロロー5 ートリフルオロメチルー2ーピリジ ル)ーアルファ, アルファ, アルファ ートリフルオロー2, 6ージニトロ ーパラートルイジン	フルアジ ナム	
96	119446-68-3	1ー({2ー[2ークロロー4ー(4ー クロロフェノキシ)フェニル]ー4ー メチルー1、3ージオキソランー2 ーイル}メチル)ー1Hー1、2、4 ートリアゾール	ジフェノ コナゾー ル	
97	611-19-8	1ークロロー2ー(クロロメチル)ベ ンゼン		
98	79-11-8	クロロ酢酸		
99	105-39-5	クロロ酢酸エチル		
100	51218-49-6	2ークロロー2', 6' ージエチルー Nー(2ープロポキシエチル)アセ トアニリド	プレチラ クロール	
101	15972-60-8	2ークロロー2', 6' ージエチルー Nー(メトキシメチル)アセトアニリ ド	アラクロ ール	
102	97-00-7	1ークロロー2, 4ージニトロベン ゼン		
103	75-68-3	1ークロロー1, 1ージフルオロエ タン	HCFC -142b	
104	75-45-6	クロロジフルオロメタン	HCFC -22	
105	2837-89-0	2ークロロー1, 1, 1, 2ーテトラフ ルオロエタン	HCFC -124	
106	_	クロロトリフルオロエタン	HCFC -133	
107	75-72-9	クロロトリフルオロメタン	CFC- 13	
108	7085-19-0 93-65-2	(RS) -2-(4-クロローオルト -トリルオキシ)プロピオン酸	メコプロ ップ	
109	95-49-8	オルトークロロトルエン		
110	106-43-4	パラークロロトルエン		
111	121-87-9	2-クロロー4-ニトロアニリン		
112	88-73-3	2-クロロニトロベンゼン		
113	122-34-9	2ークロロー4, 6ービス(エチルア ミノ)ー1, 3, 5ートリアジン	シマジン 又はCA T	
114	133220-30-1	(RS) -2-[2-(3-クロロフェ ニル) -2, 3-エポキシプロピル] -2-エチルインダン-1, 3-ジ オン	インダノ ファン	





対象化学物質(3)

- *1: CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。 また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。
- *2:()で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

号番号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種	号番号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
		. /2 /=== = :> :: :			136	90-02-8	サリチルアルデヒド		
		4-(2-クロロフェニル)-N-シ	_ 、		137	420-04-2	シアナミド		
115	158237-07-1	クロヘキシルーNーエチルー4, 5 ージヒドロー5ーオキソー1Hーテ トラゾールー1ーカルボキサミド				139920-32-4	(RS) -2-シアノ-N-[(R)-1 -(2, 4-ジクロロフェニル)エチ ル]-3, 3-ジメチルブチラミド	ジクロシ メット	
116	78587-05-0	(4RS, 5RS) -5-(4-クロロフェニル) -N-シクロヘキシルー4 ーメチルー2ーオキソー1, 3-チアゾリジンー3ーカルボキサミド			139	66841-25-6	(S) - アルファーシアノ-3-フェノキシベンジル=(1R, 3S) - 2, 2-ジメチル-3-(1, 2, 2, 2-テトラブロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート	トラロメトリン	
117	107534-96-3	ー4,4ージメチルー3ー(1H-1,2,4ートリアゾールー1ーイルメチル)ペンタンー3ーオール	テブコナ ゾール		140	39515-41-8	(RS) ーアルファーシアノー3ーフェノキシベンジル=2, 2, 3, 3ーテトラメチルシクロプロパンカルボキシラート	フェンプ ロパトリ ン	
118	88671-89-0	2-(4-クロロフェニル)-2-(1 H-1, 2, 4-トリアゾール-1- イルメチル)へキサンニトリル	ミクロブ タニル		141	57966-95-7	トランスー1ー(2ーシアノー2ーメ トキシイミノアセチル)ー3ーエチル ウレア	シモキ サニル	
	111000 10 0	(RS)-4-(4-クロロフェニル) -2-フェニル-2-(1H-1, 2	フェンブコナゾー		142	615-05-4	2, 4ージアミノアニソール		
119	114369-43-6	, 4ートリアゾールー1ーイルメチ ル)ブチロニトリル	ル		143	101-80-4	4, 4' ージアミノジフェニルエーテ ル		
-	95-57-8	オルトークロロフェノール			144	_	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)		
	106-48-9	パラークロロフェノール			1.45	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール		
122	598-78-7	2ークロロプロピオン酸	塩化アリ		143	100-37-8	O-2-ジエチルアミノー6-メチ		
123	107-05-1	3-クロロプロペン 1-(2-クロロベンジル)-3-(温化アリル		146	29232-93-7	ルピリミジンー4ーイル=O, Oー ジメチル=ホスホロチオアート	ピリミホ スメチル	
124	99485-76-4	1ーメチルー1ーフェニルエチル) ウレア	クミルロ ン					チオベン	
125	108-90-7	クロロベンゼン			147	28249-77-6	N, Nージエチルチオカルバミン酸	カルブ 又はべ	
	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン	CFC-1 15		' '	20249 77 0	S-4-クロロベンジル 	ンチオカ	
127	67-66-3	クロロホルム	1511.15						
128	74-87-3	クロロメタン	塩化メチ ル		148	125306-83-4	N, Nージエチルー3ー(2, 4, 6 ートリメチルフェニルスルホニル)	カフェンストロー	
129	59-50-7	4ークロロー3ーメチルフェノール	MCDA				ー1Hー1, 2, 4ートリアゾールー 1ーカルボキサミド	ル	
130	94-74-6	 (4ークロロー2ーメチルフェノキシ) 酢酸	MCPX はMCP		\vdash	56-23-5	四塩化炭素		
)酢酸	A			123-91-1 646-06-0	1, 4ージオキサン 1, 3ージオキソラン		
101	563-47-3	3-クロロー2-メチルー1-プロ			131	040-00-0	1,3ージオインラン 1,3ージカルバモイルチオー2ー		
131		ペン コバルト及びその化合物			152	15263-53-3	(N, Nージメチルアミノ) ープロパ	カルタッ プ	
132				\vdash			<u>></u>		
133	111-15-9	酢酸2ーエトキシエチル	エチレン グリコー ルモノエ チルエー テルアセ テート			7696–12–0	シクロヘキサー1ーエンー1, 2ージカルボキシイミドメチル=(1RS)ーシスートランスー2, 2ージメチルー3ー(2ーメチルプロパー1ーエニル)シクロプロパンカルボキシラート		
134	108-05-4	酢酸ビニル			154	108-91-8	シクロヘキシルアミン		
			エチレン グリコー		<u> </u>	17796-82-6	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド ジクロロアニリン		
105	110 40 0		ルモノメ		-	27134-27-6 107-06-2	1. 2ージクロロエタン		
135	110-49-6	酢酸2ーメトキシエチル 	チルエー テルアセ テート			75-35-4	1, 1ージクロロエチレン	塩化ビ ニリデン	
	·		-				!		





対象化学物質(4)

- *1: CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。 また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。
- *2:()で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

号番号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種	号番号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種		
159	156-59-2	シスー1, 2ージクロロエチレン			177	75-43-4	ジクロロフルオロメタン	HCFC			
160	101-14-4	3, 3' ージクロロー4, 4' ージアミ ノジフェニルメタン				78-87-5	1. 2ージクロロプロパン	-21			
101	75 71 0	ジクロロジフルオロメタン	CFC-1			542-75-6	1, 3ージクロロプロペン	D-D	\vdash		
161	75–71–8	99009707079	2			91-94-1	3, 3' ージクロロベンジジン				
162	23950-58-5	3, 5ージクロローNー(1, 1ージ メチルー2ープロピニル)ベンズア ミド	プロピザ ミド		181	95-50-1 106-46-7	ジクロロベンゼン				
163	_	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-1 14		182	71561-11-0	2-[4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン	1 – , ,			
164	306-83-2	2, 2ージクロロー1, 1, 1ートリ フルオロエタン	HCFC- 123				4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)	ピラゾレ			
165	95-73-8	2, 4ージクロロトルエン			183	58011-68-0	-1, 3ージメチルー5ーピラゾリル	- -			
166	99-54-7	1, 2ージクロロー4ーニトロベンゼン					=4ートルエンスルホナート	ジクロ			
167	89-61-2	1, 4ージクロロー2ーニトロベン ゼン 3ー(3, 5ージクロロフェニル)ー			184	1194-65-6	2, 6ージクロロベンゾニトリル	ベニル 又はD BN			
168	36734-19-7	N-イソプロピル-2, 4-ジオキ ソイミダゾリジン-1-カルボキサ ミド			185	-	ジクロロペンタフルオロプロパン	HCFC -225			
160	330-54-1	3-(3,4-ジクロロフェニル)-	ジウロン 又はDC		186	75-09-2	ジクロロメタン	塩化メ チレン			
103		1, 1ージメチル尿素	MU		187	3347-22-6	2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアア ントラキノン	ジチアノ ン			
		(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェ ニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリ			188	101-83-7	N, Nージシクロヘキシルアミン				
170	170 112281-77-3	アゾールー1ーイル)プロピル=1 , 1, 2, 2ーテトラフルオロエチル ニエーテル	テトラコナ ゾール		189	4979-32-2	N, Nージシクロヘキシルー2ーベ ンゾチアゾールスルフェンアミド				
		,			190	77-73-6	ジシクロペンタジエン				
	ージクロロフェニル) ー4ープロピルー1, 3ージオキソランー2ーイ	ージクロロフェニル) ー4ープロルー1,3ージオキソランー2ー	(2RS, 4RS)-1-[2-(2, 4 ージクロロフェニル)-4-プロピ ルー1, 3-ジオキソラン-2-イ	ージクロロフェニル) ー4ープロピ			191	50512-35-1	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロ チオラ ン	
171	60207-90-1	ー[2ー(2, 4ージクロロフェニル)ー4ープロピルー1, 3ージオキ	プロピコ ナゾール		192	17109-49-8	ジチオりん酸OーエチルーS, Sー ジフェニル	エディフ ェンホス 又はED DP			
170	150107 14 0	ソランー2ーイルメチル]ー1Hー 1, 2, 4ートリアゾールの混合物 3ー[1ー(3, 5ージクロロフェニ ル)ー1ーメチルエチル]ー3, 4 ージヒドロー6ーメチルー5ーフェ			193	298-04-4	ジチオりん酸O, OージエチルーS ー(2ーエチルチオエチル)	エチル チオメト ン又は ジスル ホトン			
172	153197-14-9	ニルー2H-1, 3ーオキサジンー 4ーオン (RS)-3-(3, 5-ジクロロフェ	ン		194	2310-17-0	ジチオりん酸O, OージエチルーS ー[(6ークロロー2, 3ージヒドロー 2ーオキソベンゾオキサゾリニル) メチル]	ホサロン			
173	50471-44-8	-1, 3-オキサゾリジン-2, 4 -ジオン	ビンクロ ゾリン		195	34643-46-4	ジチオりん酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピ	プロチ オホス			
174	330-55-2	3-(3,4-ジクロロフェニル)- 1-メトキシ-1-メチル尿素	リニュロ ン				ル ジチオりん酸Sー(2,3ージヒドロ	メチダチ	$\mid - \mid$		
175	94-75-7	2, 4ージクロロフェノキシ酢酸	2, 4-D 又は2, 4 -PA		196	950-37-8	ー5ーメトキシー2ーオキソー1, 3 , 4ーチアジアゾールー3ーイル)メ チルー0, 0ージメチル	オンス はDMT P			
176	1717-00-6	1, 1ージクロロー1ーフルオロエ タン	HCFC- 141b		197	121-75-5	ジチオりん酸O, OージメチルーS ー1, 2ービス(エトキシカルボニル)エチル	マラソン 又はマ ラチオ ン			





対象化学物質(5)

- *1: CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。 また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。
- *2:()で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

号番	CAS番号	di en p		特定
号	(参考)*1	物質名	別名*2	第一種
198	60-51-5	ジチオりん酸O, OージメチルーS ー[(Nーメチルカルバモイル)メチ ル]	ジメトエート	
199	16090-02-1	ジナトリウム=2, 2' ービニレンビス[5ー(4ーモルホリノー6ーアニリノー1, 3, 5ートリアジンー2ーイルアミノ)ベンゼンスルホナート]	CIフルオ レスセン ト260	
200	25321-14-6	ジニトロトルエン		
201	51-28-5	2, 4ージニトロフェノール		
202	1321-74-0	ジビニルベンゼン		
203	122-39-4	ジフェニルアミン		
204	101-84-8	ジフェニルエーテル		
205	102-06-7	1, 3ージフェニルグアニジン		
206	55285-14-8	NージブチルアミノチオーNーメチルカルバミン酸2,3ージヒドロー2,2ージメチルー7ーベンゾ[b]フラニル	カルボス ルファン	
207	128-37-0	2, 6ージーターシャリーブチルー 4ークレゾール	(BHT)	
208	96-76-4	2, 4ージーターシャリーブチルフェノール		
209	124-48-1	ジブロモクロロメタン		
210	10222-01-2	2, 2ージブロモー2ーシアノアセ トアミド	(DBNP A)	
211	_	ジブロモテトラフルオロエタン	ハロンー 2402	
212	30560-19-1	(RS) - O, Sージメチル=アセチ ルホスホルアミドチオアート	アセフェ ート	
213	127-19-5	N, Nージメチルアセトアミド		
214	95-68-1	2, 4ージメチルアニリン		
215	87-62-7	2, 6ージメチルアニリン		
216	121-69-7	N, Nージメチルアニリン		
217	31895-21-3	5ージメチルアミノー1, 2, 3ート リチアン	チオシク ラム	
218	124-40-3	ジメチルアミン		
219	624-92-0	ジメチルジスルフィド		
220	-	ジメチルジチオカルバミン酸の水 溶性塩		
221	82560-54-1	2, 2ージメチルー2, 3ージヒドロー1ーベンゾフランー7ーイル=Nー[Nー(2ーエトキシカルボニルエチル)ーNーイソプロピルスルフェナモイル]ーNーメチルカルバマート	ベンフラ カルブ	
222	62850-32-2	N, Nージメチルチオカルバミン酸 Sー4ーフェノキシブチル	フェノチ オカルブ	
223	112-18-5	N, Nージメチルドデシルアミン		
224	1643-20-5	N, Nージメチルドデシルアミン= Nーオキシド		
225	52-68-6	ジメチル=2, 2, 2ートリクロロー 1ーヒドロキシエチルホスホナート	トリクロ ルホン又 はDEP	

号番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
226	57-14-7	1, 1ージメチルヒドラジン		
227	1910-42-5	1, 1' ージメチルー4, 4' ービピリ ジニウム=ジクロリド	パラコ ート又 はパラ コートジ クロリド	
228	91-97-4	3, 3' ージメチルビフェニルー4, 4' ージイル=ジイソシアネート		
229	23564-05-8	I	チオファ ネートメ チル	
230	793–24–8	Nー(1, 3ージメチルブチル)ーN 'ーフェニルーパラーフェニレンジ アミン		
231	119-93-7	 3, 3' ージメチルベンジジン 	オルト ートリジ ン	
232	68-12-2	N, Nージメチルホルムアミド		
233	2597-03-7	2ー[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]ー2ーフェニル酢酸エチル	フェント エート 又はP AP	
234	7726-95-6	臭素		
235	_	臭素酸の水溶性塩		
236	3861-47-0	3, 5ージヨードー4ーオクタノイル オキシベンゾニトリル	アイオ キシニ ル	
237	1	水銀及びその化合物		
238	61788-32-7	水素化テルフェニル		
239	-	有機スズ化合物		
240	100-42-5	スチレン		
	4016-24-4	2ースルホヘキサデカン酸ー1ー メチルエステルナトリウム塩		
242		セレン及びその化合物		
243	-	ダイオキシン類		0
	533-74-4	2ーチオキソー3, 5ージメチルテ トラヒドロー2Hー1, 3, 5ーチア ジアジン	ダゾメッ ト	
245	62-56-6	チオ尿素		
246	108-98-5	チオフェノール		
247	77458-01-6	チオりん酸O-1-(4-クロロフェ ニル)-4-ピラゾリル-O-エチ ル-S-プロピル	ピラクロ ホス	
248	333-41-5	チオりん酸O, OージエチルーO ー(2ーイソプロピルー6ーメチル ー4ーピリミジニル)	ダイア ジノン	
249	2921-88-2	チオりん酸O, OージエチルーO ー(3, 5, 6ートリクロロー2ーピリ ジル)	クロル ピリホ ス	
250	18854-01-8	チオりん酸O, OージエチルーO ー(5ーフェニルー3ーイソオキサ ゾリル)	イソキ サチオ ン	
251	122-14-5		フェニト ロチオ ン又は MEP	





対象化学物質(6)

- *1: CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。 また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。
- *2:()で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

号番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種	号番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
252	55-38-9	(3ーメチルー4ーメチルチオフェ ニル)	フェンチ オン又 はMPP		273	112-53-8	1ードデカノール	ノルマル -ドデシ ルアル	
253	41198-08-7	チオりん酸〇-4-ブロモー2ーク ロロフェニルー〇ーエチルーSープロピル	プロフェ ノホス		274	25103-58-6	ターシャリードデカンチオール	コール	
			イプロベ		275	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム		
	26087-47-8	チオりん酸S-ベンジル-O, O- ジイソプロピル	ンホス 又はIB P		276	112-57-2	3, 6, 9ートリアザウンデカンー1 , 11ージアミン	テトラエ チレンペ ンタミン	
	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル			277	121-44-8	トリエチルアミン		
256	334-48-5	デカン酸			_	112-24-3	トリエチレンテトラミン		
257	112-30-1 25339-17-7	デシルアルコール	デカノー ル		-	71-55-6	1, 1, 1ートリクロロエタン		
	25339-17-7		N .		-	79-00-5	1, 1, 2ートリクロロエタン		
		1, 3, 5, 7ーテトラアザトリシクロ	ヘキサメ		_	79-01-6	トリクロロエチレン		
258	100-97-0	[3. 3. 1. 1(3, 7)]デカン	チレンテ		282	76-03-9	トリクロロ酢酸		
			トラミンジスルフ			108-77-0	2, 4, 6ートリクロロー1, 3, 5ートリアジン		
259	97-77-8	テトラエチルチウラムジスルフィド 	イラム		284	_	トリクロロトリフルオロエタン	CFC- 113	
260	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル	ロニル 又はTP		285	76-06-2	トリクロロニトロメタン	クロロピ クリン	
		4. 5. 6. 7ーテトラクロロイソベン	N フサライ		286	55335-06-3	(3, 5, 6ートリクロロー2ーピリジル)オキシ酢酸	トリクロ ピル	
261	27355-22-2	ゾフランー1(3H)ーオン	lř '		287	88-06-2	2, 4, 6ートリクロロフェノール		
262	127-18-4	テトラクロロエチレン			288	75-69-4	トリクロロフルオロメタン	CFC-	
263	_	テトラクロロジフルオロエタン	CFC- 112		-	96-18-4 12002-48-1	1, 2, 3ートリクロロプロパン トリクロロベンゼン		
264	118-75-2	2, 3, 5, 6ーテトラクロローパラ ーベンゾキノン			230	12002 40 1	1, 3, 5ートリス(2, 3ーエポキシ プロピル)ー1, 3, 5ートリアジン		
265	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸			291	2451-62-9	-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)ートリ		
		2, 3, 5, 6ーテトラフルオロー4 ーメチルベンジル=(Z) – 3 – (2			292	102-82-9	オン トリブチルアミン		
266	79538-32-2	ークロロー3, 3, 3ートリフルオロー1ープロペニル)ー2, 2ージメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルト リン		293	1582-09-8	アルファ, アルファ, アルファートリフルオロー2, 6ージニトローN, Nージプロピルーパラートルイジン	トリフルラリン	
		2 7 0 12 = = = 1 = 1 = 1			294	118-79-6	2, 4, 6ートリブロモフェノール		
267	59669-26-0	3, 7, 9, 13ーテトラメチルー5, 11ージオキサー2, 8, 14ートリ チアー4, 7, 9, 12ーテトラアザ	チオジカ		295	3452-97-9	3, 5, 5ートリメチルー1ーヘキサ ノール		
20/	J3003-20-0	ペンタデカー3、12ージエンー6、	ルブ		296	95-63-6	1, 2, 4ートリメチルベンゼン		
		10ージオン			297	108-67-8	1, 3, 5ートリメチルベンゼン		
					-	26471-62-5	トリレンジイソシアネート		
268	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム 又はチ		299	95-53-4 106-49-0	トルイジン		
			ラム	igsquare	300	108-88-3	トルエン		
		3, 7, 11, 15ーテトラメチルヘキ	イソフィ			25376-45-8	トルエンジアミン		
269	505-32-8	サデカー1ーエンー3ーオール	トール		302	91-20-3	ナフタレン 1.5ーナフタレンジイル=ジイソ		
270	100-21-0	 テレフタル酸	 	$\vdash \vdash \vdash$	303	3173-72-6	1,5ーナノダレンシイル=シイソ シアネート		
_	120-61-6	テレフタル酸ジメチル			304	7439-92-1	鉛		
272		銅水溶性塩(錯塩を除く。)		\vdash	305		31 鉛化合物		0
-12		200 A 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	Ц		000		FE 1- H 10	L	





対象化学物質(7)

- *1: CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。 また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。
- *2:()で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

号番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
306	13048-33-4	ニアクリル酸ヘキサメチレン	(HDDA)	
307	7699-43-6	二塩化酸化ジルコニウム		
308	7440-02-0	ニッケル		
309	-	ニッケル化合物		0
310	139-13-9	ニトリロ三酢酸		\vdash
\vdash	91-23-6	オルトーニトロアニソール		
311		オルトーニトロアニリン		
312	88-74-4	ニトログリセリン		
313	55-63-0			
314	100-00-5	パラーニトロクロロベンゼン		
315	88-72-2	オルトーニトロトルエン		
316	98-95-3	ニトロベンゼン		
317	75-52-5	ニトロメタン		
318	75-15-0	二硫化炭素		
319	143-08-8	1ーノナノール	ノルマ ル−ノニ ルアル コール	
320	25154-52-3	ノニルフェノール		
321	_	バナジウム化合物		
322	3618-72-2	5' - [N, N-ビス(2-アセチル オキシエチル)アミノ] - 2' - (2- ブロモー4, 6-ジニトロフェニル アゾ) - 4' - メトキシアセトアニリ ド		
323	1014-70-6	2, 4ービス(エチルアミノ)ー6ーメ チルチオー1, 3, 5ートリアジン	シメトリン	
324	101-90-6	1, 3ービス[(2, 3ーエポキシプロ ピル)オキシ]ベンゼン		
325	10380-28-6	ビス(8ーキノリノラト)銅	オキシ ン銅又 は有機 銅	
326	74115-24-5	3, 6ービス(2ークロロフェニル) -1, 2, 4, 5ーテトラジン	クロフェ ンチジン	
327	782-74-1	1, 2ービス(2ークロロフェニル)ヒ ドラジン		
328	137-30-4	ビス(N, Nージメチルジチオカル バミン酸)亜鉛	ジラム	
329	64440-88-6	ビス(N, Nージメチルジチオカル バミン酸)N, N'ーエチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)	ポリカー バメート	
330	80-43-3	ビス(1ーメチルー1ーフェニルエ チル)=ペルオキシド		
331	95465-99-9	S, Sービス(1ーメチルプロピル) =Oーエチル=ホスホロジチオア ート	カズサ ホス	
332	-	砒素及びその無機化合物		0
333	302-01-2	ヒドラジン		
334	99-76-3	4ーヒドロキシ安息香酸メチル		
335	103-90-2	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセ トアミド		
336	123-31-9	ヒドロキノン		
337	100-40-3	4ービニルー1ーシクロヘキセン		
338	100-40-3	2ービニルピリジン		\vdash
339	88-12-0	Nービニルー2ーピロリドン		
ააუ	00 12 0	C=N 2 CB/N/2		

号番号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
340	92-52-4	ビフェニル		
341	110-85-0	ピペラジン		
342	110-86-1	ピリジン		
343	120-80-9	ピロカテコール	カテコー ル	
344	96-09-3	フェニルオキシラン		
345	100-63-0	フェニルヒドラジン		
346	90-43-7	2ーフェニルフェノール		
347	941-69-5	Nーフェニルマレイミド		
348	95-54-5 106-50-3 108-45-2	フェニレンジアミン		
349	108-95-2	フェノール		
350	52645-53-1	3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメ チルシクロプロパンカルボキシラ ート	ペルメト リン	
351	106-99-0	1, 3ーブタジエン		0
352	131-17-9	フタル酸ジアリル		
353	84-66-2	フタル酸ジエチル		
354	84-74-2	フタル酸ジーノルマルーブチル		
355	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		
356	85-68-7	フタル酸ノルマルーブチル=ベン ジル		
357	69327-76-0	2-ターシャリーブチルイミノー3 ーイソプロピルー5ーフェニルテト ラヒドロー4Hー1, 3, 5ーチアジ アジンー4ーオン	ブプロフ ェジン	
358	112410-23-8	N - ターシャリーブチル - N' - (4 - エチルベンゾイル) - 3, 5 - ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェ ノジド	
359	2426-08-6	ノルマルーブチルー2, 3ーエポキ シプロピルエーテル		
360	17804-35-2	Nー[1ー(Nーノルマルーブチルカルバモイル)ー1Hー2ーベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル	ベノミル	
361	122008-85-9	ブチル=(R)-2-[4-(4-シ アノー2-フルオロフェノキシ)フェ ノキシ]プロピオナート	シハロ ホップブ チル	
362	80060-09-9	1ーターシャリーブチルー3ー(2, 6ージイソプロピルー4ーフェノキ シフェニル)チオ尿素	ジアフェ ンチウ ロン	
363	19666-30-9	5-ターシャリーブチルー3-(2, 4-ジクロロー5-イソプロポキシ フェニル)-1, 3, 4-オキサジア ゾール-2(3H)-オン	オキサ ジアゾ ン	
364	134098-61-6	ターシャリーブチル=4ー({[(1, 3ージメチルー5ーフェノキシー4 ーピラゾリル)メチリデン]アミノオ キシ]メチル)ベンゾアート	フェンピ ロキシメ ート	
365	25013-16-5	ブチルヒドロキシアニソール	вна	
366	75-91-2	ターシャリーブチル=ヒドロペルオ キシド		





対象化学物質(8)

- *1: CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。 また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。
- *2:()で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

号番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
367	89-72-5	オルトーセカンダリーブチルフェノ ール		
368	98-54-4	4ーターシャリーブチルフェノール		
369	2312-35-8	2-(4-ターシャリーブチルフェ ノキシ)シクロヘキシル=2-プロ ピニル=スルフィット	プロパル ギット又 はBPP S	
370	96489-71-3	2-ターシャリーブチルー5-(4 ーターシャリーブチルベンジルチ オ)-4-クロロー3(2H)ーピリ ダジノン	ピリダベ ン	
371	119168-77-3	Nー(4ーターシャリーブチルベンジル)ー4ークロロー3ーエチルー1ーメチルピラゾールー5ーカルボキサミド	テブフェ ンピラド	
372	95-31-8	Nー(ターシャリーブチル) ー2 ー ベンゾチアゾールスルフェンアミド		
373	88-60-8	2ーターシャリーブチルー5ーメ チルフェノール		
374	_	ふっ化水素及びその水溶性塩		
375	4170-30-3	2ーブテナール		
376	23184-66-9	Nーブトキシメチルー2ークロロ ー2', 6'ージエチルアセトアニリ ド	ブタクロ ール	
377	110-00-9	フラン		
378	12071-83-9	N, N' ープロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合物	プロピネ ブ	
379	107-19-7	2ープロピンー1ーオール		
380	353-59-3	ブロモクロロジフルオロメタン	ハロンー 1211	
381	75-27-4	ブロモジクロロメタン		
382	75-63-8	ブロモトリフルオロメタン	ハロンー 1301	
383	314-40-9	5ーブロモー3ーセカンダリーブ チルー6ーメチルー1, 2, 3, 4ー テトラヒドロピリミジンー2, 4ージ オン		
384	106-94-5	1ーブロモプロパン		
385	75-26-3	2ーブロモプロパン		0
386	74-83-9	ブロモメタン	臭化メチ ル	
387	13356-08-6	ヘキサキス(2ーメチルー2ーフェ ニルプロピル)ジスタノキサン	酸化フェ ンブタス ズ	
388	115-29-7	6, 7, 8, 9, 10, 10ーヘキサクロロー1, 5, 5a, 6, 9, 9aーヘキサヒドロー6, 9ーメタノー2, 4, 3ーベンゾジオキサチエピン=3ーオキシド	エンドス ルファン 又はベン ゾエピン	
389	112-02-7	ヘキサデシルトリメチルアンモニ ウム=クロリド		
390	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン		
391	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネー ト		

号番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
392	110-54-3	ノルマルーヘキサン		
393	135-19-3	ベタナフトール		
394	-	ベリリウム及びその化合物		0
395	-	ペルオキソニ硫酸の水溶性塩		
396	1763-23-1	ペルフルオロ(オクタン-1-スル ホン酸)	PFOS	
397	98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド		0
398	100-44-7	ベンジル=クロリド	塩化ベ ンジル	
399	100-52-7	ベンズアルデヒド		
400	71-43-2	ベンゼン		0
401	552-30-7	1, 2, 4ーベンゼントリカルボン酸 1, 2ー無水物		
402	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ) -N-メチルアセトアニリド	メフェナ セット	
403	119-61-9	ベンゾフェノン		
404	87-86-5	ペンタクロロフェノール		
405	-	ほう素化合物		
406	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル	РСВ	
407	-	ポリ(オキシエチレン) = アルキル エーテル(アルキル基の炭素数が 12から15までのもの及びその混 合物に限る。)		
408	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン) =オクチル フェニルエーテル		
409	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン) =ドデシル エーテル硫酸エステルナトリウム		
410	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン) = ノニルフェ ニルエーテル		
411	50-00-0	ホルムアルデヒド		0
412	-	マンガン及びその化合物		
413	85-44-9	無水フタル酸		
414	108-31-6	無水マレイン酸		
415	79-41-4	メタクリル酸		
416	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル		
417	106-91-2	メタクリル酸2, 3ーエポキシプロ ピル		
418	2867-47-2	メタクリル酸2ー(ジメチルアミノ) エチル		
419	97-88-1	メタクリル酸ノルマルーブチル		
420	80-62-6	メタクリル酸メチル		
421	674-82-8	4ーメチリデンオキセタンー2ーオ ン	(ジケテ ン)	
422	89269-64-7	(Z) -2' -メチルアセトフェノン= 4, 6-ジメチル-2-ピリミジニル ヒドラゾン	フェリム ゾン	
423	74-89-5	メチルアミン		
424	556-61-6	メチル=イソチオシアネート		
425	2631-40-5	Nーメチルカルバミン酸2ーイソプ ロピルフェニル	イソプロ カルブ 又はMI PC	
426	1563-66-2	Nーメチルカルバミン酸2, 3ージ ヒドロー2, 2ージメチルー7ーベ ンゾ[b]フラニル	カルボフ ラン	
427	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチ ル	カルバリ ル又は NAC	





対象化学物質(9)

- *1: CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。 また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。
- *2:()で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

号番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
428	3766-81-2	Nーメチルカルバミン酸2ーセカン ダリーブチルフェニル	フェノブ カルブ又 はBPM C	
429	100784-20-1	メチル=3ークロロー5ー(4,6ージメトキシー2ーピリミジニルカルバモイルスルファモイル)ー1ーメチルピラゾールー4ーカルボキシラート	ハロスル フロンメ チル	
430	173584-44-6	メチル=(S) - 7 - クロロー2, 3, 4a, 5 - テトラヒドロー2 - [メトキシカルボニル(4 - トリフルオロメトキシフェニル) カルバモイル] インデノ[1, 2 - e] [1, 3, 4] オキサジアジンー4a - カルボキシラート	インドキ サカルブ	
431	131860-33-8	メチル=(E)-2-[2-[6-(2 ーシアノフェノキシ)ピリミジン-4 ーイルオキシ]フェニル]-3-メト キシアクリラート	アゾキシ ストロビ ン	
432	33089-61-1	3ーメチルー1, 5ージ(2, 4ーキ シリル)ー1, 3, 5ートリアザペンタ ー1, 4ージエン	アミトラズ	
433	144-54-7	Nーメチルジチオカルバミン酸	カーバム	
434	23135-22-0	メチルーN', N' ージメチルーNー [(メチルカルバモイル)オキシ]ー 1ーチオオキサムイミデート	オキサミル	
435	136191-64-5	メチル=2ー(4,6ージメトキシー 2ーピリミジニルオキシ)ー6ー[1 ー(メトキシイミノ)エチル]ベンゾア ート	ピリミノ バックメ チル	
436	98-83-9	アルファーメチルスチレン		
437	3268-49-3	3ーメチルチオプロパナール		
438	1321-94-4	メチルナフタレン		
439	108-99-6	3ーメチルピリジン		
440	80-15-9	1ーメチルー1ーフェニルエチル= ヒドロペルオキシド		
441	88-85-7	2ー(1ーメチルプロピル)ー4, 6 ージニトロフェノール		
442	55814-41-0	2ーメチルーNー[3ー(1ーメチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド	メプロニ ル	
443	16752-77-5	SーメチルーNー(メチルカルバモ イルオキシ)チオアセトイミダート	メソミル	
444	141517-21-7	メチル=(E) - メトキシイミノ-(2 - {[({(E) - 1 - [3 - (トリフルオ ロメチル)フェニル]エチリデン}アミ ノ)オキシ]メチル}フェニル)アセタ ト	キシスト	
445	143390-89-0	メチル=(E) ーメトキシイミノ[2ー (オルトートリルオキシメチル)フェ ニル]アセタート	クレソキ シムメチ ル	

号番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
446	101-77-9	4, 4'ーメチレンジアニリン		
447	5124-30-1	メチレンビス(4, 1ーシクロヘキシレン)=ジイソシアネート		
448	101-68-8	メチレンビス(4, 1ーフェニレン) =ジイソシアネート	(MDI)	
449	13684-63-4	3ーメトキシカルボニルアミノフェ ニル=3'ーメチルカルバニラート	フェンメ ディファ ム	
450	88678-67-5	N-(6-メトキシ-2-ピリジル) -N-メチルチオカルバミン酸O -3-ターシャリーブチルフェニル	ピリブチ カルブ	
451	120-71-8	2ーメトキシー5ーメチルアニリン		
452	149-30-4	2ーメルカプトベンゾチアゾール		
453	-	モリブデン及びその化合物		
454	95-32-9	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチア ゾール		
455	110-91-8	モルホリン		
456	20859-73-8	りん化アルミニウム		
457	62-73-7	りん酸ジメチル=2, 2ージクロロ ビニル	ジクロル ボス又 はDDV P	
458	78-42-2	りん酸トリス(2ーエチルヘキシル)		
459	115-96-8	りん酸トリス(2ークロロエチル)		
460	1330-78-5	りん酸トリトリル		
461	115-86-6	りん酸トリフェニル		
462	126-73-8	りん酸トリーノルマルーブチル		





対象化学物質(10)

第二種指定化学物質

*: CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。 また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。

口亚	040至日		
号番 号	CAS番号 (参考)*	物質名	別名
1	60-35-5	アセトアミド	
2	104-94-9	パラーアニシジン	
3	181587-01-9	5ーアミノー1ー(2,6ージクロロー4ートリフルオロメチルフェニル)ー4ーエチルスルフィニルー1Hーピラゾールー3ーカルボニトリル	エチプロール
4	61-82-5	3ーアミノー1Hー1, 2, 4ートリアゾール	アミトロ ール
5	6375-47-9	3' ーアミノー4' ーメトキシアセトアニリド	
6	93-15-2	4ーアリルー1, 2ージメトキシベンゼン	
7	68955-20-4	アルキル硫酸エステルナトリウム(アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物に限る。)	
8	51-79-6	ウレタン	
9	103-69-5	Nーエチルアニリン	
10	834-12-8	2ーエチルアミノー4ーイソプロピルアミノ ー6ーメチルチオー1, 3, 5ートリアジン	ア外リ ン
11	13684-56-5	エチル=3ーフェニルカルバモイルオキシ カルバニラート	デスメデ ィファム
12	82558-50-7	N-[3-(1-エチル-1-メチルプロピル)-1, 2-オキサゾール-5-イル]-2, 6-ジメトキシベンズアミド	イソキサ ベン
13	2593-15-9	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1, 2 , 4-チアジアゾール	エクロメ ゾール
14	26447-14-3	1, 2-エポキシー3-(トリルオキシ)プロ パン	
15	80-51-3	4, 4' ーオキシビスベンゼンスルホニルヒ ドラジド	
16	107-20-0	クロロアセトアルデヒド	
17	116714-46-6	(RS) -1-[3-クロロ-4-(1, 1, 2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル] -3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル) ウレア	ノバルロ ン
18	126-07-8	(1'S-トランス)-7-クロロ-2', 4, 6 -トリメトキシ-6'-メチルスピロ[ベンゾ フラン-2(3H), 1'-シクロヘキサ-2' -エン]-3, 4'-ジオン	グリセオ フルビン
19	90-13-1	1-クロロナフタレン	
20	140-11-4	酢酸ベンジル	
21	94-59-7	サフロール	
22	66230-04-4	(S) - アルファーシアノー3 - フェノキシベンジル=(S) - 2 - (4 - クロロフェニル) - 3 - メチルブチラート	エスフェ ンバレレ ート
23	68359-37-5	アルファーシアノー4ーフルオロー3ーフェ ノキシベンジル=3ー(2, 2ージクロロビニル)ー2, 2ージメチルシクロプロパンカル ボキシラート	シフルトリン
24	156-60-5	トランスー1, 2ージクロロエチレン	
25	79-43-6	ジクロロ酢酸	
26	83121-18-0	1ー(3,5ージクロロー2,4ージフルオロフェニル)ー3ー(2,6ージフルオロベンゾイル)尿素	テフルベ ンズロン
27	118-52-5	1, 3ージクロロー5, 5ージメチルイミダゾ リジンー2, 4ージオン	

号番 号	CAS番号 (参考)*	物質名	別名
		2-[4-(2, 4-ジクロローメタートルオイ	ベンゾフ
28	82692-44-2	ル) -1, 3ージメチルー5ーピラゾリルオキ	ェナップ
		シ]ー4ーメチルアセトフェノン	_,,,
29	611-06-3	2, 4ージクロロー1ーニトロベンゼン	
		2, 2-ジクロローN-[2-ヒドロキシー1	クロラム
30	56-75-7	ー(ヒドロキシメチル)ー2ー(4ーニトロフェ	フェニコ
<u> </u>		ニル)エチル]アセトアミド	ール
 	100000 17 0	N-(2, 3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニ	フェンヘ
31	126833-17-8	ル) ー1 ーメチルシクロヘキサンカルボキサ ミド	キサミド
		"	
32	60168-88-9	2, 4' ージクロローアルファー(5ーピリミジ ニル)ベンズヒドリル=アルコール	フェナリ モル
-		2-(2, 4-ジクロロフェニル)-1-(1H-	
22	79983-71-4	2-(2, 4-シクロロフェール)- -(1H- 1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-2-へ	ヘキサ
33	79965 71 4	1, 2, 4 10)	ール
34	120-83-2	2. 4ージクロロフェノール	-/-
34	120 00 2		
35	120-36-5	(RS) -2-(2, 4-ジクロロフェノキシ)プ	ジクロル
33	120 00 0	ロピオン酸	プロップ
36	96-23-1	1,3-ジクロロー2ープロパノール	
<u> </u>		(RS)-1-[2, 5-ジクロロ-4-(1, 1,	
		2. 3. 3. 3ーヘキサフルオロプロポキシ)フ	ルフェヌ
37	103055-07-8	ェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイ	ロン
		ル)ウレア	
38	612-83-9	3, 3' ージクロロベンジジンニ塩酸塩	
		ジナトリウム=4ーアミノー3ー「4'ー(2.4	
		ージアミノフェニルアゾ) - 1, 1' ービフェニ	CIダイ
39	1937-37-7	ルー4ーイルアゾ]ー5ーヒドロキシー6ーフ	レクトブ ラック3
		ェニルアゾー2, 7ーナフタレンジスルホナ 	8
		<u>_</u>	
		ジナトリウム=8ー(3,3'ージメチルー4'	
		-{4-[(パラートリル)スルホニルオキシ]	CIアシッ
40	6459-94-5	フェニルアゾ}ー1、1'ービフェニルー4ーイルアゾ)ー7ーヒドロキシー1、3ーナフタレ	ドレッド 114
		ルアファーフーEトロキシー 1, 3ープフダレ ンジスルホナート	114
41	97-02-9	2. 4ージニトロアニリン	
41	27478-34-8	ジニトロナフタレン	
42	99-65-0	シートロチンタレン メタージニトロベンゼン	
43	99 03 0	アグーシニトロ・ハン ピン	プロピ
		 2,3ージヒドロー6ープロピルー2ーチオキ	
44	51-52-5	ソー4(1H)ーピリミジノン	ウラシ
			ル
			EDB又
	100.05		は二臭
45	106-93-4	1, 2ージブロモエタン	化エチ
			レン
46	110-52-1	1, 4ージブロモブタン	
47	96-13-9	2, 3ージブロモー1ープロパノール	
48	109-64-8	1, 3ージブロモプロパン	
49	103-50-4	ジベンジルエーテル	
50	87-59-2	2, 3ージメチルアニリン	
		(4-{[4-(ジメチルアミノ)フェニル](フェ	マラカイ
51	569-64-2	ニル)メチリデン]シクロヘキサー2, 5ージ	トグリー
1 21	505 UT Z	エンー1ーイリデン)(ジメチル)アンモニウ	ン塩酸
		ム=クロリド	塩





対象化学物質(11)

*:CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。 また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。

号番 号	CAS番号 (参考)*	物質名	別名
52	79-44-7	ジメチルカルバモイル=クロリド	
53	3761-41-9	O, OージメチルーOー(3ーメチルー4ー メチルスルフィニルフェニル)ーチオホスフェイト	メスルフ ェンホス
54	_	臭素化ビフェニル(臭素数が2から5までのもの及びその混合物に限る。)	
55	148-79-8	2-(1,3-チアゾール-4-イル)-1H -ベンゾイミダゾール	
56	62-55-5	チオアセトアミド	
57	21564-17-0	2-(チオシアナートメチルチオ)-1,3- ベンゾチアゾール	тсмтв
58	119-12-0	チオりん酸O, OージエチルーOー(6ーオ キソー1ーフェニルー1, 6ージヒドロー3 ーピリダジニル)	ピリダフ ェンチオ ン
59	5598-13-0	チオりん酸O-3, 5, 6ートリクロロー2- ピリジルーO, Oージメチル	クロルピ リホスメ チル
60	79-34-5	1, 1, 2, 2ーテトラクロロエタン	
61	2429-74-5	テトラナトリウム=3, 3' - [(3, 3' - ジメトキシー4, 4' - ビフェニリレン)ビス(アゾ)]ビス(5-アミノー4-ヒドロキシー2, 7-ナフタレンジスルホナート)	CIダイレ クトブル ー15
62	558-13-4	テトラブロモメタン	
63	84-15-1	オルトーテルフェニル	
64	72-43-5	1, 1, 1ートリクロロー2, 2ービス(4ーメト キシフェニル)エタン	外キシ クロル
65	14484-64-1	トリス(N, Nージメチルジチオカルバメート)鉄	ファーバ ム
66	75-25-2	トリブロモメタン	ブロモホ ルム
67	1694-09-3	ナトリウム=3-({N-[4-([4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-{N-エチル-N-[(3-スルホナトフェニル)メチル]アミノ]フェニル]メチレン)-2、5-シクロヘキサジェン-1-イリデン]-N-エチルアンモニオ]メチル)ベンゼンスルホナート	CIアシッ ドバイオ レット49
68	132-27-4	ナトリウム=1, 1'ービフェニルー2ーオラート	
69	99-09-2	メターニトロアニリン	
70	86-30-6	Nーニトロソジフェニルアミン	
71	99-08-1	メターニトロトルエン	
72	100-02-7	パラーニトロフェノール	
73	12174-11-7	パリゴルスカイト	アタパル ジャイト
74	77-09-8	3, 3ービス(4ーヒドロキシフェニル) -1, 3ージヒドロイソベンゾフラン-1ーオン	フェノー ルフタレ イン
75	553-26-4	4, 4'ービピリジル	
76	55179-31-2	1-(4-ビフェニリルオキシ)-3, 3-ジ メチル-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾー ル-1-イル)-2-ブタノール	ビテルタ ノール
77	156-43-4	パラーフェネチジン	
78	84-61-7	フタル酸ジシクロヘキシル	
79	1120-71-4	1, 3ープロパンスルトン	

号番 号	CAS番号 (参考)*	物質名	別名
80	67747-09-5	NープロピルーNー[2ー(2, 4, 6ートリクロロフェノキシ)エチル]イミダゾールー1ーカルボキサミド	プロクロ ラズ
81	106-95-6	3ーブロモー1ープロペン	臭化ア リル
82	67-72-1	ヘキサクロロエタン	
83	77-47-4	ヘキサクロロシクロペンタジエン	
84	115-28-6	1, 4, 5, 6, 7, 7ーヘキサクロロビシクロ[2. 2. 1]ー5ーヘプテンー2, 3ージカルボ ン酸	クロレン ド酸
85	57-09-0	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=ブロ ミド	
86	10453-86-8	5ーベンジルー3ーフリルメチル=(1RS) ーシスートランスー2, 2ージメチルー3ー(2ーメチルプロパー1ーエニル)シクロプロパ ンカルボキシラート	レスメトリン
87	106-51-4	パラーベンゾキノン	
88	82-68-8	ペンタクロロニトロベンゼン	キントゼ ン又はP CNB
89	3825-26-1	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム	
90	100-61-8	Nーメチルアニリン	
91	2439-01-2	6ーメチルー1, 3ージチオロ[4, 5ーb]キノ キサリンー2ーオン	
92	99-55-8	2ーメチルー5ーニトロアニリン	
93	60-34-4	メチルヒドラジン	
94	82657-04-3	2ーメチルー1, 1'ービフェニルー3ーイル メチル=(Z)ー3ー(2ークロロー3, 3, 3ートリフルオロー1ープロペニル)ー2, 2ージ メチルシクロプロパンカルボキシラート	ビフェン トリン
95	10605-21-7	メチル=ベンゾイミダゾールー2ーイルカル バマート	カルベ ンダジ ム
96	101-61-1	4, 4' ーメチレンビス(N, Nージメチルアニ リン)	
97	6864-37-5	4, 4' ーメチレンビス(2ーメチルシクロヘキ サンアミン)	
98	10034-93-2	硫酸ヒドラジン	
99	1241-94-7	りん酸(2-エチルヘキシル)ジフェニル	
100	2528-36-1	りん酸ジーノルマルーブチル=フェニル	



安衛法における表示・文書交付制度(1)

労働安全衛生法における表示・文書交付制度の目的

職場で化学物質を取り扱う際に、その危険有害性、適切な取り扱い方法等を知らなかったことで、爆発や中毒等 の労働災害が発生した事例がしばしば報告されています。

このような労働災害を防止するためには、化学物質の危険有害性等の情報が確実に伝達され、情報を入手した 事業場は、情報を活用してリスクアセスメントを実施し、リスクに基づく合理的な化学物質管理を行うことが重要で

したがって、表示・文書交付制度は、化学物質管理の原点となる制度です。

化学物質の危険有害性 情報等の伝達

事業場での化学物質リスク アセスメントの実施

リスクに基づく合理的な 化学物質管理

表示・文書交付の対象物質

- 1表示義務の対象物質(107物質及びそれを含有する混合物、P.40参照)
 - (1)製造許可の対象物質(7物質)
 - (2)労働安全衛生法施行令で定める表示義務対象物質(100物質)
 - (3)上記物質を含有する混合物(表示義務対象物質ごとに裾切値※が定められています)
 - ※当該物質の含有量がその値未満の場合、表示・文書交付の義務の対象とならない



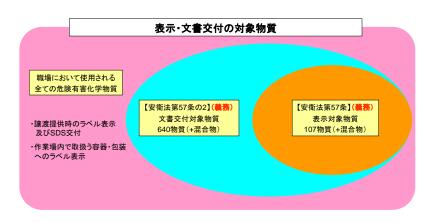
2 文書交付義務の対象物質(640物質及びそれを含有する混合物、P.41~45を参照)

- (1)製造許可の対象物質(7物質)
- (2) 労働安全衛生法施行令で定める文書交付義務物質(633物質)
- (3)上記物質を含有する混合物(文書交付義務対象物質ごとに裾切値が定められています)

3 表示·文書交付の努力義務の対象となる物質 【平成24年4月1日施行】

改正労働安全衛生規則により、表示義務又は文書交付義務の対象物質以外の危険有害性※を有する全 ての化学物質及びそれを含有する混合物についても表示及び文書交付が努力義務とされました。

※ JIS Z 7253において、危険有害性クラス、危険有害性区分及びラベル要素が定められた物理化学的危険性又は 健康有害性を有するもの





※ 主として一般消費者の生活の用に供される製品は除きます。

「主として一般消費者の生活の用に供される製品」には以下のものが含まれます。

- ① 薬事法に定められている医薬品・医薬部外品及び化粧品
- ② 農薬取締法に定められている農薬
- ③ 労働者による取り扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状 にならない製品
- ④ 対象物が密封された状態で取り扱われる製品







安衛法における表示・文書交付制度(2)

ラベル記載事項について

ラベルに記載する事項は以下の通りです。

なお、JIS Z 7253に準拠した記載(8ページ参照)を行えば、これらの事項を満たすことになります。

(1)名称

化学物質又は製品の名称を記載して下さい。

(2)成分

各成分のうち表示義務対象物質に該当するものを記載して下さい(成分ごとの含有量の記載は不要です)。 なお、表示義務対象物質以外の成分についてもできる限り記載して下さい。

(3)注意喚起語

原則として、GHS分類の危険有害性クラス及び危険有害性区分に対して、GHS附属書3又はJIS Z 7253附属書 Aにより割り当てられた「注意喚起語」(「危険」又は「警告」)を記載して下さい。

ただし、<u>混合物としてGHS分類を行うことが原則</u>ですが、混合物全体として危険有害性の分類がなされていない 場合には、含有する表示義務対象物質に割り当てられた注意喚起語を、厚生労働省が作成し公表しているラベ ル記載例(モデルラベル)等の情報を参考にして、物質ごとに記載することで差し支えありません。

なお、GHS分類で、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、記載する必要はありません。

(4)人体に及ぼす作用ならびに安定性及び反応性

原則として、GHS分類の危険有害性クラス及び危険有害性区分に対してGHS附属書3又はJIS Z 7253附属書A により割り当てられた「危険有害性情報」を記載して下さい。

ただし、混合物としてGHS分類を行うことが原則ですが、混合物全体として危険有害性の分類がなされていない 場合には、含有する表示義務対象物質の「危険有害性情報」を、モデルラベル等の情報を参考にして、物質ごと に記載することで差し支えありません。

なお、GHS分類で、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、記載する必要はありません。

(5) 貯蔵又は取り扱い上の注意

化学物質等のばく露又はその不適切な貯蔵もしくは取り扱いから生じる被害を防止するために取るべき推奨措 置を記載して下さい。

(6)標章(絵表示)

原則として、GHS分類の危険有害性クラス及び危険有害性区分に対してGHS附属書3又はJIS Z 7253附属書A により割り当てられた標章(絵表示)を記載して下さい。

ただし、混合物としてGHS分類を行うことが原則ですが、混合物全体として危険有害性の分類がなされていない 場合には、含有する表示義務対象物質の危険有害性を表す標章(絵表示)を、モデルラベル等の情報を参考にし て、物質ごとに記載することで差し支えありません。

なお、GHS分類で、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、記載する必要はありません。

(7)表示をする者の氏名、住所及び電話番号

化学物質等を譲渡し又は提供する者の氏名(法人の場合は法人名)、住所及び電話番号を記載して下さい。





安衛法における表示・文書交付制度(3)

SDS記載事項について

SDS(安全データシート)に記載する事項は、以下の通りです。

なお、JIS Z 7253に準拠した記載を行えば、これらの事項を満たすことになります。記載に当たっては、厚生労働 省が作成し公表しているSDS記載例(モデルSDS)(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)を 参考にできます。

(1)名称

化学物質又は製品の名称を記載して下さい。

(2)成分及びその含有量

各成分のうち文書交付義務対象物質に該当するものを記載して下さい。 文書交付義務対象物質以外の成分及びその含有量についてもできる限り記載して下さい。

(3)物理的及び化学的性質

各事業者が使用してきたSDSやモデルSDSの情報を参考にして、化学物質等の外観、pH、融点、凝固点、沸 点初留点、引火点等の情報を記載して下さい。

(4) 人体に及ぼす作用

急性毒性、皮膚腐食性・刺激性等の有害性に関する情報を記載して下さい。

ただし、<u>混合物として有害性の試験を行うことが原則</u>ですが、混合物全体として有害性の試験がなされていな い場合には、含有する文書交付義務対象物質の情報を物質ごとに記載して下さい。

(5)貯蔵又は取り扱い上の注意

適切な保管条件、取り扱い上の注意等の情報を記載して下さい。

(6) 流出その他の事故が発生した場合の応急措置

緊急時の応急措置、火災時の措置、漏出時の措置を記載して下さい。

(7) 通知を行う者の氏名、住所及び電話番号

化学物質等を譲渡又は提供する者の氏名(法人の場合は法人名)、住所及び電話番号を記載して下さい。

(8) 危険性又は有害性の要約

原則として、GHS分類に基づき決定された危険有害性クラス、危険有害性区分、標章(絵表示)、注意喚起語、 危険有害性情報及び注意書きに対してGHS附属書3又はJIS Z 7253附属書Aにより割り当てられた絵表示と文 言を記載して下さい。

ただし、混合物としてGHS分類を行うことが原則ですが、混合物として危険有害性の分類がなされていない場 合には、含有する文書交付義務対象物質の「危険有害性情報」を、モデルSDS等の情報を参考にして、物質ご とに記載することで差し支えありません。

(9)安定性及び反応性

化学物質等の危険性に関する情報(避けるべき条件、混触危険物質、予想される危険有害な分解生成物)を 記載して下さい。

(10)適用される法令

化学物質等に適用される法令の名称及び当該法令に基づく規制に関する情報を記載して下さい。

(11)その他参考となる事項

その他、当該物を取り扱う上で重要な記載事項を記載して下さい。



関係法令(1)

労働安全衛生法·関係法令

1 表示(義務)

労働安全衛生法(抄)

第五十七条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有 する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、 譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供す るときにあつては、その容器)に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生 活の用に供するためのものについては、この限りでない。

- ー 次に掲げる事項
- イ 名称
- 口 成分
- ハ 人体に及ぼす作用
- ニ 貯蔵又は取扱い上の注意
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
- 二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの
- 2 前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で 定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

労働安全衛生規則(抄)

(名称等の表示)

第三十二条 法第五十七条第一項の規定による表示は、当該容器又は包装に、同項各号に掲げるもの(以下この条において「表示事項 等」という。)を印刷し、又は表示事項等を印刷した票せんをはりつけて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等 のすべてを印刷し、又は表示事項等のすべてを印刷した票せんをはりつけることが困難なときは、表示事項等のうち同項第一号ハから 木まで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票せんを容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。 第三十三条 法第五十七条第一項第一号ホの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第五十七条第一項の規定による表示をする者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号
- 二 注意喚起語
- 三 安定性及び反応性

厚生労働省告示第六百十九号

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第五十七条第一項第二号の規定に基づき、労働安全衛生法第五十七条第一項第 二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章を次のように定める。

> 平成十八年十月二十日 平成二十四年三月二十六日改正

労働安全衛生法第五十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章

労働安全衛生法(以下「法」という。)第五十七条第一項第二号の厚生労働大臣が定める標章は、日本工業規格Z七二五三(GHSに 基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))に定める絵表示とする。ただし、 法第五十七条第一項の容器又は包装に次に掲げる標札若しくは標識又はラベルが付されている場合にあっては、当該標札若しくは標 識又はラベルに示される記号とする。

- 一 船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号)第一号様式に掲げる標札又は標識
- 二 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号)第二号様式に掲げるラベル





関係法令(2)

2 文書交付(義務)

労働安全衛生法(抄)

(文書の交付等)

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物(以下この 条において「通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関 する次の事項(前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければ ならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限り

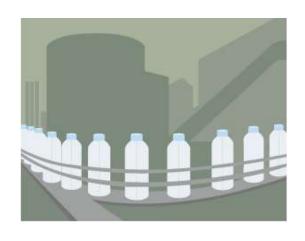
- 一 名称
- 二 成分及びその含有量
- 三 物理的及び化学的性質
- 四 人体に及ぼす作用
- 五 貯蔵又は取扱い上の注意
- 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
- 2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付、その他厚 生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければな らない。
- 3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

労働安全衛生規則(抄)

第三十四条の二の四 法第五十七条の二第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第五十七条の二第一項の規定による通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号
- 二 危険性又は有害性の要約
- 三 安定性及び反応性
- 四 適用される法令
- 五 その他参考となる事項









関係法令(3)

3 表示及び文書交付(努力義務)

労働安全衛生規則(抄)

(危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示等)

第二十四条の十四 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生 労働大臣が定めるもの(令第十八条各号及び令別表第三第一号に掲げる物を除く。以下この条及び次条において「危険有害化学物質 等」という。)を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は 提供するときにあつては、その容器)に次に掲げるものを表示するように努めなければならない。

- ー 次に掲げる事項
 - イ 名称
- 口 成分
- ハ 人体に及ぼす作用
- ニ 貯蔵又は取扱い上の注意
- ホ 表示をする者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号
- へ 注意喚起語
- ト 安定性及び反応性
- 二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの
- 2 危険有害化学物質等を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡 し、又は提供する相手方に交付するよう努めなければならない。

第二十四条の十五 特定危険有害化学物質等(危険有害化学物質等(法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物を除く。)をいう。 以下この項において同じ。)を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により特定危険有害化学物 質等に関する次に掲げる事項(前条第二項に規定する者にあつては、同条第一項に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する相 手方の事業者に通知するよう努めなければならない。

- 一 名称
- 二 成分及びその含有量
- 三 物理的及び化学的性質
- 四 人体に及ぼす作用
- 五 貯蔵又は取扱い上の注意
- 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 七 通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号
- 八 危険性又は有害性の要約
- 九 安定性及び反応性
- 十 適用される法令
- 十一 その他参考となる事項
- 2 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の 交付又は相手方の事業者が承諾した方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者に通 知するよう努めなければならない。



関係法令(4)

厚生労働省告示第百五十号

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第九号)の施行に伴い、労働安全衛生規則(昭和四十七年労 働省令第三十二号) 第二十四条の十四第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項の規定に基づき 厚生労働大臣が定める危険有害化学物質等を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

> 平成二十四年三月二十六日 厚生労働大臣 小宮山 洋子

労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める危険有害化学物質等

労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項の厚生労働大臣が定める危険有害化学物質等は、日本工業規格Z七二五三(GHSに基 づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS))の附属書A(A. 4を除く。)の定めに より危険有害性クラス、危険有害性区分及びラベル要素が定められた物理化学的危険性又は健康有害性を有するものと する。

厚生労働省告示第百五十一号

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第九号)の施行に伴い、労働安全衛生規則(昭和四十七年労 働省令第三十二号)第二十四条の十四第一項第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項第二号の規定 に基づき厚生労働大臣が定める標章を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

> 平成二十四年三月二十六日 厚生労働大臣 小宮山 洋子

労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章

労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項第二号の厚生労働大臣が定める標章は、日本工業規格Z七二五三(GHSに基づく化学品 の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))に 定める絵表示とする。ただし、同項の容器又 は包装に次に掲げる標札若しくは標識又はラベルが付されている場合にあっては、当該標札若しくは標識又はラベルに示され る記号とする。

- 一 船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号)第一号様式に掲げる標札又は標識
- 二 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号)第二号様式に掲げるラベル









関係法令(5)

4 指針

厚牛労働省告示第百=十=号

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第九号)の施行に伴い、並びに労働安全衛生規則(昭和四十七 年労働省令第三十二号)第二十四条の十六の規定に基づき、及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)を実施するため、化 学物質等の危険有害性等の表示に関する指針(平成四年労働省告示第六十号)の全部を次のように改正し、平成二十四年四月一日か ら適用する。

> 平成二十四年三月十六日 厚生労働大臣 小宮山 洋子

化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針

(日的)

第一条 この指針は、危険有害化学物質等(労働安全衛生規則(以下「則」という。)第二十四条の十四第一項に規定する危険有害化学 物質等をいう。以下同じ。)及び特定危険有害化学物質等(則第二十四条の十五第一項に規定する特定危険有害化学物質等をいう。以 下同じ。)の危険性又は有害性等についての表示及び通知に関し必要な事項を定めるとともに、労働者に対する危険又は健康障害を生 ずるおそれのある物(危険有害化学物質等並びに労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十八条各号及び同令別 表第三第一号に掲げる物をいう。以下「化学物質等」という。)に関する適切な取扱いを促進し、もって化学物質等による労働災害の防止 に資することを目的とする。

(譲渡提供者による表示)

第二条 危険有害化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、当該容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装し て、譲渡し、又は提供する場合にあっては、その容器。以下この条において同じ。)に、当該危険有害化学物質等に係る次に掲げるもの を表示するものとする。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りで はない。

- ー 次に掲げる事項
- イ 名称
- 口 成分
- ハ 人体に及ぼす作用
- ニ 貯蔵又は取扱い上の注意
- ホ 表示をする者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所及び電話番号
- へ 注意喚起語
- ト 安定性及び反応性
- 二 則第二十四条の十四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章(平成二十四年厚生労働省告示第百五十一号)に おいて定める絵表示
- 2 前項の規定による表示は、同項の容器又は包装に、同項各号に掲げるもの(以下「表示事項等」という。)を印刷し、又は表示事項等を 印刷した票せんを貼り付けて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全て を印刷した票せんを貼り付けることが困難なときは、当該表示事項等のうち同項第一号ハからトまで及び同項第二号に掲げるものにつ いては、これらを印刷した票せんを当該容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。
- 3 危険有害化学物質等を第一項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、表示事項等を記載した文書を、譲渡し、 又は提供する相手方に交付するものとする。
- 4 危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供した者は、譲渡し、又は提供した後において、当該危険有害化学物質等に係る表示事項等 に変更が生じた場合には、当該変更の内容について、譲渡し、又は提供した相手方に、速やかに、通知するものとする。
- 5 前四項の規定にかかわらず、危険有害化学物質等に関し表示事項等の表示について法令に定めがある場合には、当該表示事項等 の表示については、その定めによることができる。

(譲渡提供者による通知等)

第三条 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により当該特定危険 有害化学物質等に関する次に掲げる事項(前条第三項に規定する者にあっては、表示事項等を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方 に通知するものとする。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する 場合については、この限りではない。

安衛法



関係法令(6)

4 指針(つづき)

- 一 名称
- 二 成分及びその含有量
- 三 物理的及び化学的性質
- 四 人体に及ぼす作用
- 五 貯蔵又は取扱い上の注意
- 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 七 通知を行う者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所及び電話番号
- 八 危険性又は有害性の要約
- 九 安定性及び反応性
- 十 適用される法令
- 十一 その他参考となる事項
- 2 前条第四項の規定は、前項の通知について準用する。

(事業者による表示及び文書の作成等)

第四条 事業者(化学物質等を製造し、又は輸入する事業者及び当該物の譲渡又は提供を受ける相手方の事業者をいう。以下同じ。)は、 容器に入れ、又は包装した化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、当該容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装した化学物質等を 労働者に取り扱わせる場合にあっては、当該容器。以下第三項において「容器等」という。)に、表示事項等を表示するものとする。

- 2 第二条第二項の規定は、前項の表示について準用する。
- 3 事業者は、前項において準用する第二条第二項の規定による表示をすることにより労働者の化学物質等の取扱いに支障が生じるお それがある場合又は同項ただし書の規定による表示が困難な場合には、次に掲げる措置を講ずることにより表示することができる。
 - 一 当該容器等に名称を表示し、必要に応じ、第二条第一項第二号の絵表示を併記すること。
- 二 表示事項等を、当該容器等を取り扱う労働者が容易に知ることができるよう常時作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは表示事 項等を記載した一覧表を当該作業場に備え置くこと、又は表示事項等を、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、 かつ、当該容器等を取り扱う作業場に当該容器等を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
- 4 事業者は、化学物質等を第一項に規定する方法以外の方法により労働者に取り扱わせるときは、当該化学物質等を専ら貯蔵し、又 は取り扱う場所に、表示事項等を掲示するものとする。
- 5 事業者(化学物質等を製造し、又は輸入する事業者に限る。)は、化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、当該化学物質等に係る 前条第一項各号に掲げる事項を記載した文書を作成するものとする。
- 6 事業者は、第二条第四項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により通知を受けたとき、第一項の規定により表示(第 二項の規定により準用する第二条第二項ただし書の場合における表示及び第三項の規定により講じる措置を含む。以下この項におい て同じ。)をし、若しくは第四項の規定により掲示をした場合であって当該表示若しくは掲示に係る表示事項等に変更が生じたとき、又は 前項の規定により文書を作成した場合であって当該文書に係る前条第一項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、当該通 知、当該表示事項等の変更又は当該各号に掲げる事項の変更に係る事項について、その書換えを行うものとする。

(安全データシートの掲示等)

第五条 事業者は、化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、第三条第一項の規定により通知された事項又は前条第五項の規定に より作成された文書に記載された事項(以下この条においてこれらの事項が記載された文書等を「安全データシート」という。)を、常時作 業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により労働者に周知するものとする。

- 2 事業者は、労働安全衛生法(以下第四項において「法」という。)第二十八条の二第一項の調査を実施するに当たっては、安全データ シートを活用するものとする。
- 3 事業者は、化学物質等を取り扱う労働者について当該化学物質等による労働災害を防止するための教育その他の措置を講ずるに 当たっては、安全データシートを活用するものとする。
- 4 法第十七条第一項の安全委員会、法第十八条第一項の衛生委員会又は法第十九条第一項の安全衛生委員会(以下この項におい て「委員会」という。)を設置する事業者は、当該事業場において取り扱う化学物質等の危険性又は有害性その他の性質等について、事 業者、労働者その他の関係者の理解を深めるとともに、化学物質等に関する適切な取扱いを行わせるための方策に関し、委員会に調 査審議させ、及び事業者に対し意見を述べさせるものとする。

(細目)

第六条 この指針に定める事項に関し必要な細目は、厚生労働省労働基準局長が定める。



対象物質(1)

表示の対象となる物質及び含有量の一覧

物質名の欄に記載された化学物質及びその物質を右欄の範囲で含有する製剤その他の物が表示義務対象とな ります。

ただし、四アルキル鉛を含有する製剤その他の物については、加鉛ガソリンを除きます。

また、ニトログリセリンを含有する製剤その他の物については、98%以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍 性化したもので、かつ、ニトログリセリンの含有量が1%未満のものは除きます。

※ 法令改正により、平成25年1月1日から追加されます。

政令 番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)	政令 番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)
別表第3			14	四塩化炭素	1%以上
1	ジクロルベンジジン及びその塩	1%以上	14の2	1, 4-ジオキサン	1%以上
2	アルファーナフチルアミン及びその塩	1%以上	14の3	シクロヘキサノール	1%以上
3	塩素化ビフェニル(別名PCB)	0. 1%以上	14の4	シクロヘキサノン	1%以上
4	オルトートリジン及びその塩	1%以上	14の5	1, 2-ジクロルエタン(別名二塩化エチレン)	1%以上
5	ジアニシジン及びその塩	1%以上	14の6	1, 2-ジクロルエチレン(別名二塩化アセチレン)	1%以上
6	ベリリウム及びその化合物	0. 1%以上	14の7	ジクロルメタン(別名二塩化メチレン)	1%以上
7	ベンゾトリクロリド	0. 1%以上	14の8	3, 3' ージクロロー4, 4' ージアミノジフェニルメタン	0. 1%以上
第18条			14の9	1, 4-ジクロロー2-ブテン	0. 1%以上
1	アクリルアミド	0. 1%以上	14の10	1, 1ージメチルヒドラジン	0. 1%以上
1の2	アクリロニトリル	1%以上	14の11	N, Nージメチルホルムアミド	0. 3%以上
1の3	アセトン	1%以上	15	臭化メチル	1%以上
2	アルキル水銀化合物	1%以上	16	重クロム酸及びその塩	0. 1%以上
202	(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。) イソブチルアルコール	1%以上	16の2	硝酸アンモニウム	すべて
	イソプロピルアルコール イソプロピルアルコール	1%以上	17	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)	0. 3%以上
20/3	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)	1%以上	17の2	スチレン	0. 3%以上
2004 2005**	インジウム化合物	0.1%以上	18	1, 1, 2, 2ーテトラクロルエタン(別名四塩化アセチレン)	1%以上
	エチルアミン	1%以上	19	テトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン)	0. 1%以上
-		1%以上	19の2	テトラヒドロフラン	1%以上
	エチルベンゼン	0.1%以上	20	1, 1, 1ートリクロルエタン	1%以上
3	エチレンイミン	0. 1%以上	21	トリクロルエチレン	0. 1%以上
-	エチレンオキシド	0. 1%以上	22	トリレンジイソシアネート	1%以上
	エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)	0. 1%以上	23	トルエン	0. 3%以上
30/3	エチレングウコールモノエチルエーナル(別名セロブルノ) エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)	0.3%以上	24	鉛化合物(酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物に 限る。)	0. 1%以上
-	エチレングリコールモノーノルマルーブチルエーテル	 	24の2	ニッケル化合物(次号に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)	0. 1%以上
3の5	(別名ブチルセロソルブ)	1%以上	25	ニツケルカルボニル	0. 1%以上
3の6	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)	0. 3%以上	25の2	ニトログリセリン	すべて
4	塩化ビニル	0. 1%以上	25の3	ニトロセルローズ	すべて
5	オーラミン	1%以上	26	二硫化炭素	0. 3%以上
5の2	オルトージクロルベンゼン	1%以上	27	ノルマルヘキサン	1%以上
6	オルトーフタロジニトリル	1%以上	27の2	パラージメチルアミノアゾベンゼン	1%以上
6の2	過酸化水素	1%以上	28	パラーニトロクロルベンゼン	1%以上
7	カドミウム化合物	0. 1%以上	28の2	ピクリン酸	すべて
7の2	キシレン	0.3%以上	28の3	砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	0. 1%以上
7の3	クレゾール	1%以上	29	フェノール	0. 1%以上
8	クロム酸及びその塩	0. 1%以上	29の2	1, 3ーブタジエン	0. 1%以上
8の2	クロルベンゼン	1%以上	29の3	1ーブタノール	1%以上
9	クロロホルム	1%以上	29の4	2ーブタノール	1%以上
9の2	クロロメチルメチルエーテル	0. 1%以上	30	弗化水素	1%以上
	五酸化バナジウム	0. 1%以上		1, 3ープロパンスルトン	0. 1%以上
9の4 [*]	コバルト及びその無機化合物	0. 1%以上	31	ベータープロピオラクトン	0. 1%以上
	コールタール	0. 1%以上		ベンゼン	0. 1%以上
	酢酸イソブチル	1%以上		ペンタクロルフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	0. 3%以上
9の7	酢酸イソプロピル	1%以上	\vdash	ホルムアルデヒド	0. 1%以上
9の8	酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)	1%以上		マゼンタ	0. 1%以上
9თ9		1%以上		メタノール	0.3%以上
	酢酸ノルマルーブチル	1%以上		メチルイソブチルケトン	1%以上
9の11	酢酸ノルマループロピル	1%以上	-	メチルエチルケトン	1%以上
9の12		1%以上	36の4		1%以上
9の13	酢酸メチル	1%以上	\vdash	メチルシクロヘキサノン	1%以上
9の14		0.1%以上	-	メチルーノルマルーブチルケトン	1%以上
	次亜塩素酸カルシウム	1%以上	-	沃化メチル	1%以上
11	四アルキル鉛	すべて	3702		1%以上
-	シアン化カリウム	1%以上	-	硫化ナトリウム	1%以上
13	シアン化ナトリウム	1%以上	38	硫酸ジメチル	0. 1%以上





対象物質(2)

文書交付の対象となる物質及び含有量の一覧

物質名の欄に記載された化学物質(その物質名で総称される異性体がある場合には全ての異性体を含みます) 及びその物質を右欄の範囲で含有する製剤その他の物が文書交付義務対象となります。

ただし、ニトログリセリンを含有する製剤その他の物については、98%以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で 鈍性化したもので、かつ、ニトログリセリンの含有量が0.1%未満のものは除きます。

※ 法令改正により、平成25年1月1日からインジウム化合物の対象となる範囲が0.1%以上となります(法令改正 前はインジウム及びその化合物の対象となる範囲は1%以上です)。

1 分のルベンジン及ける9億	政令 番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)	政令番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)
2 アカップ・ナアトアミン及びその後	別表			49	イソホロン	0. 1%以上
3 単数化とアエルが残ちの8 0・1962 1	1	ジクロルベンジジン及びその塩	0. 1%以上	50	一塩化硫黄	1%以上
4 オルー・ロジン及はその塩	2	アルファーナフチルアミン及びその塩	1%以上	51	一酸化炭素	0. 1%以上
6 アナンシン及びその信像	3	塩素化ビフェニル(別名PCB)	0. 1%以上	52	一酸化窒素	1%以上
6	4	オルトートリジン及びその塩	0. 1%以上	53	一酸化二窒素	0. 1%以上
7	5	ジアニシジン及びその塩	0. 1%以上	54	イットリウム及びその化合物	1%以上
1 アクリル部	6	ベリリウム及びその化合物	0. 1%以上	55	イプシロンーカプロラクタム	1%以上
1 アクリル子語	7	ベンゾトリクロリド	0. 1%以上	56	2ーイミダゾリジンチオン	0. 1%以上
1 アクリル音学 1962上 1970月 1962上 1970月 1962上 1970月 1962上 1970月	別表:	· 第9		57	4,4'ー(4ーイミノシクロヘキサー2,5ージエニリデンメチル)ジアニリン塩酸塩	0 19611 F
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	1	アクリルアミド	0. 1%以上	<u>ٽ</u>		
6 7 アクリルを担かしていまった。	2	アクリル酸	1%以上	58*		
6 アクリルをサントーファル	3	アクリル酸エチル	0. 1%以上			
5	4	アクリル酸ノルマルーブチル	0. 1%以上	_		
7 アプロンドルル	5	アクリル酸2ーヒドロキシプロピル	0. 1%以上			-
8 アプロレイン 1982上	6	アクリル酸メチル	0. 1%以上	_		
6 アジセンドリウム 198以上 19	7	アクリロニトリル	0. 1%以上	_		
19 アンドン 19 19 19 19 19 19 19	8	アクロレイン	1%以上	_		
19-00元	9	アジ化ナトリウム	1%以上	_		
17	10	アジピン酸	1%以上	_		
16 アセトアルデド 0.1%以上 15以上 15	11			-		\vdash
16 アセトアルデドド	-			_		
14 アセアルプロ 198以上	13	アセトアミド	0. 1%以上	_		
179以上 1	14	アセトアルデヒド	0. 1%以上	-		\vdash
17 アセトン	15			-		
17 アピトンファンドリン 0. 196以上 72 エチレンイミン 0. 196以上 19 アピトンファンドリン 0. 196以上 19 アピトンファンドリン 0. 196以上 12 アアミルエラル 0. 196以上 12 アアミルエラル 0. 196以上 12 アアミルエラル 0. 196以上 12 アアミルエラル・オン (別名メリブシン) 196以上 12 イアミノーらーターンドリーブチルー3ーメチルチオー 1.2.4 ートリアジンーら(4H) ーオン (別名メリブシン) 196以上 23 3 アジェノー 11・1.2.4 ートリアシーラ(54H) ーオン (別名メリブシン) 196以上 25 アニメーゼリン (アリンア・カール) 0. 196以上 26 正産酸水素ナリウム 0. 196以上 27 アリルアルコール 196以上 28 1 アフリルイメルーク (アリルアルコール 196以上 28 1 アリルイメルーク (アリルアループロビルジスルフィド 0. 196以上 28 1 アリルイメルーク (アルファーウビールマンスルフィド 0. 196以上 33 アリル・ノルマルーブロビルジスルフィド 0. 196以上 33 アルキルアルミーウム化合物 196以上 34 3 ー (アルファーアセトールベンジル) 4 4 ードロイン・グリン (アルファーアセトールベンジル) 4 ー 日にロキンクマリン (別名ウハファリン) 0. 196以上 37 アルミーウム化合物 0. 196以上 38 7 アルテルア・グリフロトルエン 0. 196以上 39 アルモル・デルスがよんを物 0. 196以上 39 アルモル・デルスがよんを物 0. 196以上 37 アルファーアセトールベンジル) 4 ー 日にロキンクマリン (別名ウハファリン) 0. 196以上 41 インジアン (加子 インダール キャングール 2. 196以上 42 インブレン 0. 196以上 42 インブレン 0. 196以上 43 Nーイングロビルアニッン 0. 196以上 44 Nーイングロビルアニッン 196以上 45 インブロビルアニン 196以上 46 インブロビルアニン 196以上 46 インブロビルアニン 196以上 46 インブロビルアニン 196以上 46 インブロビルアニン 196以上 47 パーグロビルアニン 196以上 48 インブロビルアニン 196以上 47 パーグロビルアニン 196以上 48 インブロビルアニン 196以上 47 パーグロビルアニン 196以上 48 インブロビルアニン 196以上 48 インブロビルアニン 196以上 48 インブロビルアニン 196以上 47 パーグロビルアニン 196以上 48 インブロビルアニン 196以上 47 パーグロビルアニン 196以上 47 パーグロビルグアニン 196以上 47 パーグロビルグアニン 196以上 47 パーグロビルグアニン 196以上 47 パーグロビルアニン 196以	-			-		
18 アニリン 0.1 196以上 74 エテレンオキシド 0.1 196以上	-			-		
19	-					
2 2 - アミノエタノール	-			_		
2 4 アミノー6・ターシャリーブチルー3・メチルチオー 196以上 22 4 アミノー6・ターシャリーブチルー3・メチルチオー 196以上 23 3 アミノー6・ターシャリーブチルー3・メチルチオー 196以上 24 4 アミノー6・ターシャリーブチルー2・カルボン酸(別名どクロラム) 0. 196以上 25 2 アミノン6・19クロピリジン 2 カルボン酸(別名どクロラム) 196以上 26 正義政・大学・レッターのドリンター 0. 196以上 27 アリルアルコーカル 196以上 28 1・アリルオキシー2、3 エボキシブロパン 0. 196以上 27 アリルアルコール 196以上 28 アリルアルコール 196以上 30 アリル・メ放化合物 0. 196以上 31 更り人酸ドリメチル 196以上 32 アルキルアルミニウム化合物 0. 196以上 33 アルキル水銀化合物 0. 196以上 33 アルキル水銀化合物 0. 196以上 36 アルファージウロトルエン 0. 196以上 37 アルキアルミニウム化合物 0. 196以上 38 アルテル水銀化合物 0. 196以上 39 アルチアルミニウム化合物 0. 196以上 39 アルキル水銀化合物 0. 196以上 30 アルテル水銀化合物 0. 196以上 30 アリルアルニークム化合物 0. 196以上 30 アルチル水銀化合物 0. 196以上 31 アルチルアルミニウム化合物 0. 196以上 32 アルキル水銀化合物 0. 196以上 33 アルキル水銀化合物 0. 196以上 35 アルファージウロトルエン 0. 196以上 36 アルファーダウロトルエン 0. 196以上 37 アルモウム水溶性塩 196以上 0. 196以上 47 グブロン 0. 196以上 47 グブロン 0. 196以上 47 グブロン 0. 196以上 48 化・デェア 0. 196以上 49 グブロレルアニン 0. 196以上 40 3・イングフトメチルー3.55・ドリメチル・クロヘキシル=インダアネトト 0. 196以上 42 イブプレン 0. 196以上 44 イグプロピルアニン 196以上 44 イグプロピルアニン 196以上 44 イグプロピルアニン 196以上 45 イグプロピルエーテル 0. 196以上 196以上 47 イグロピルエーテル 0. 196以上 196以上 47 イグロピルエーテル 0. 196以上 196以上 47 イグロピルアニン 196以上 196以上 47 イグロピルアニン 196以上 196以上 47 イグロピルアニン 196以上 48 イグロピルアニン 1	-			-		-
22 1、2、4 - トリアジンー5(4H) - オン(別名メトリブジン)	21		0.1%以上	_		_
23 3-アミノー1H-1, 2, 4-トリアゾール(別名アミトロール)	22		1%以上			
24 4 ーアミノー3、5、6 ートリクロピリジンー2ーカルボン酸(別名ピクロラム) 196以上 25 2 ーアミノビリジン 196以上 26 亜硫酸水素ナトリウム 0. 196以上 27 アリルアルコール 196以上 28 1 ーアリルオキシー2、3 ーエボキシブロバン 0. 196以上 29 アリル水砂と合物 0. 196以上 30 アリルーノルマループロビルジスルフィド 0. 196以上 31 亜リん酸トリメチル 196以上 32 アルキルアルミーウム化合物 196以上 33 アルキルアルミーウム化合物 196以上 34 3 (アルファーアセトレーペンジル) ー4ーヒドロキシクマリン(別名ワルファリン) 0. 196以上 36 アルファーメチルアルチレースチルチレー 0. 196以上 36 アルファーメチルスチレン 0. 196以上 36 アルファーメチルスチレン 0. 196以上 37 アルミーウム水溶性塩 196以上 38 アンチェン及びその化合物 0. 196以上 39 アンチェンタンフトリメチルー3.5.5ードリメチルシクロヘキシル=イソシアネート 0. 196以上 40 インプンアナトメチルー3.5.5ードリメチルシクロヘキシル=イソシアネート 0. 196以上 41 インプロビルアニリン 0. 196以上 42 インプロビルアニリン 0. 196以上 43 Nーインプロビルアニリン 0. 196以上 44 インプロビルアニリン 0. 196	23		0. 1%以上	79	エチレングリコールモノーノルマルーブチルエーテル(別名プチルセロソルプ)	0. 1%以上
26	24	4ーアミノー3, 5, 6ートリクロロピリジンー2ーカルボン酸(別名ピクロラム)	1%以上	80	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)	0. 1%以上
27 アリルアルコール 196以上 83 エチレンジアミン 0. 196以上 28 1ーアリルオキシー2、3 - エボキシブロバン 0. 196以上 84 1.1" - エチレン-2.2" - ビビリジニウム=ジブロミド(別名ジクアット) 0. 196以上 30 アリル・ノルマループロビルジスルフィド 0. 196以上 85 2 - エトキンフェル) - 2 - メチルエタン 196以上 31 亜りん酸トリメチル 196以上 32 2 - イエキトナシフェル) - 2 - メチルプロビル= 3 - フェノキシベンジルエーテル(別名エトフェンブロックス) 196以上 33 アルキル水銀化合物 0. 196以上 36 エピクロロドリン 0. 196以上 35 アルファーアセトニルベンジル)ー4 - ヒドロキシウマリン(別名ワルファリン) 0. 196以上 38 1. 2 - エボキシー - フロバナール 0. 196以上 36 アルファーメチルスチレン 0. 196以上 39 2. 3 - エボキシー - フロバナール 0. 196以上 37 アルラア・メチルスチレン 0. 196以上 196以上 90 2. 3 - エボキシー - フロバナール 0. 196以上 38 アンチェン及びその化合物 0. 196以上 196以上 91 2. 3 - エボキシー - 1 フロバナール 0. 196以上 40 3 - イソジアとチルスチェスル 0. 196以上 92 エメリー 196以上 41 イソプシアを持たメルーのではそのにより、アンチェスル 0. 196以上 94 塩化亜鉛 0. 196以上 42 インプロドルテント 0. 196以上 <	25	2ーアミノピリジン	1%以上	81	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	0. 1%以上
28 1ーアリルオキシー2、3ーエボキシブロパン 0.196以上 29 アリル水銀化合物 0.196以上 30 アリルーノルマループロビルジスルフィド 0.196以上 31 亜りん酸トリメチル 196以上 32 アルキルアルミニウム化合物 196以上 33 アルキル水銀化合物 0.196以上 34 3ー(アルファーアセトニルペンジル)ー4ーヒドロキシクマリン(別名ワルファリン) 0.196以上 36 アルファ・アルファージウロロトルエン 0.196以上 37 アルミニウム水溶性塩 196以上 38 アンチモン及びその化合物 0.196以上 37 アルミニウム水溶性塩 196以上 38 アンチモン及びその化合物 0.196以上 37 アルミニウム水溶性塩 196以上 40 3ーイツシアナトメチルー3.5.5ートリメチルシクロヘキシル=イソシアネート 0.196以上 41 イソシアン酸メチル 0.196以上 42 イソプロレ 0.196以上 43 Nーイソプロピルアニリン 0.196以上 43 Nーイソプロピルアニリン 0.196以上 44 Nーイソプロピルアニリン 0.196以上 45 イソプロピルアニシ 196以上 46 イソプロピルアミシン 196以上 46 イソプロピルアニリン 0.196以上 46 イソプロピルアニシン 196以上 47 3 "イソプロポキシー2・トリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル) 196以上 46 インプロポキシー2・トリフルオロシー2・トリフルオロメチルペンズアニリド(別名フルトラニル) 196以上 47 3 "イソプロポキシー2・トリフルオロシー2・トリストルベンズアニリド(別名フルトラニル) 196以上 4	26	亜硫酸水素ナトリウム	0. 1%以上	82	エチレンクロロヒドリン	0. 1%以上
29 アリル水銀化合物 0.1%以上 30 アリルーノルマループロピルジスルフィド 0.1%以上 31 亜りん酸トリメチル 196以上 32 アルキルアルミニウム化合物 196以上 33 アルキル水銀化合物 0.1%以上 34 3ー(アルファーアセトニルペンジル)ー4ーヒドロキシクマリン(別名ワルファリン) 0.1%以上 36 アルファ、アルファージクロロトルエン 0.1%以上 36 アルファ、アルファージクロロトルエン 0.1%以上 37 アルミニウム水溶性塩 196以上 38 アンチモン及びその化合物 0.1%以上 37 アルミニウム水溶性塩 196以上 38 アンチモン及びその化合物 0.1%以上 39 アンモニア 0.1%以上 40 3ーイツシアナトメテルー3,5,5ートリメチルシクロヘキシル=イソジアネート 0.1%以上 41 イソシアン酸メチル 0.1%以上 42 イソブレン 0.1%以上 43 Nーイソプロビルアニリン 0.1%以上 44 Nーイソプロビルアニリン 0.1%以上 45 イソプロビルアニシン 0.1%以上 46 イソプロビルアニシン 0.1%以上 46 イソプロビルアニシン 10.1%以上 47 イソプロビルアンをレン 0.1%以上 48 インプロビルアンシー 0.1%以上 47 インプロビルアン・エートル 0.1%以上 48 インプロビルアン・エートル 0.1%以上 47 インプロドルマン・ステン・ステン・ステン・ステン・バリステン・ステン・ステン・ステン・ステン・ステン・ステン・ステン・ステン・ステン・	27	アリルアルコール	1%以上	83	エチレンジアミン	0. 1%以上
30 アリルーノルマループロピルジスルフィド 0.1%以上 31 亜りん酸トリメチル 196以上 32 アルキルア以こウム化合物 196以上 34 3 (アルファーアセトニルベンジル) - 4 - ヒドロキシクマリン(別名ワルファリン) 0.1%以上 35 アルファ、アルファーダクロロトルエン 0.1%以上 36 アルファ、アルファーダクロロトルエン 0.1%以上 37 アルミニウム水溶性塩 196以上 38 アンチモン及びその化合物 0.1%以上 39 アンモニア 0.1%以上 40 3 イソジアナトメチル~3.5.5ートリメチルシクロヘキシル=イソシアネート 0.1%以上 41 インジアン酸メチル 0.1%以上 42 イソブレン 0.1%以上 43 Nーイソプロピルアニリン 0.1%以上 44 イソブレン 0.1%以上 45 イソプロピルアミシ 196以上 45 イソプロピルアミシ 196以上 46 イソプロピルアミシ 196以上 47 イソプロピルアランシ 0.1%以上 46 イソプロピルアランシ 196以上 47 インプロピルアランシ 196以上 48 インプロピルアランシ 196以上 49 塩化水炭 196以上	28	1ーアリルオキシー2, 3ーエポキシプロパン	0. 1%以上	84	1,1'ーエチレンー2,2'ービピリジニウム=ジブロミド(別名ジクアット)	0. 1%以上
31 亜リル酸トリメチル	29	アリル水銀化合物	0. 1%以上	85	2ーエトキシー2, 2ージメチルエタン	1%以上
31 単り人酸トリメチル	30	アリルーノルマループロピルジスルフィド	0. 1%以上	86		1%U F
789以上 33 アルキル水銀化合物	31	亜りん酸トリメチル	1%以上			
34 3 - (アルファーアセトニルベンジル) - 4 - ヒドロキシクマリン(別名ワルファリン)	32	アルキルアルミニウム化合物	1%以上	_		
36	-					
36 アルファーメチルスチレン 0.1%以上 1%以上 37 アルミニウム水溶性塩 1%以上 1%以上 20.1%以上 38 アンチモン及びその化合物 0.1%以上 40 3 - イソシアナトメチルー3.5.5 - トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート 0.1%以上 41 イソシアン酸メチル 0.1%以上 42 イソブレン 0.1%以上 43 Nーイソプロピルアニリン 0.1%以上 44 Nーイソプロピルアニリン 0.1%以上 45 イソプロピルアミシ 1%以上 46 イソプロピルアミシ 1%以上 46 イソプロピルアミシ 1%以上 47 3' - イソプロピルアニテル 0.1%以上 47 3' - イソプロピルアニテル 0.1%以上 100 塩化ベンジル 101 塩化ベンジル 102 塩化ベンゾイル 108以上 103 塩化ボスホリル 192 塩化ベンゾイル 193 12, 3 - エポキシプロピル=フェニルエーテル 0.1%以上 92 エメリー 193 塩化亜鉛 0.1%以上 193 塩化亜鉛 0.1%以上 194 塩化亜鉛 0.1%以上 195 塩化アンモニウム 0.1%以上 196 塩化アンモニウム 0.1%以上 196 塩化水素 0.1%以上 196 塩化水素 0.1%以上 196 塩化水素 0.1%以上 196 塩化ベンジル 196 塩化ベンジー 196 塩化ベンジル				_		
37 アルミニウム水溶性塩 1%以上 38 アンチモン及びその化合物 0.1%以上 39 アンモニア 0.1%以上 40 3ーイソシアナトメチルー3,5,5ートリメチルシクロヘキシル=イソシアネート 0.1%以上 41 イソシアン酸メチル 0.1%以上 42 イソプレン 0.1%以上 43 Nーイソプロピルアニリン 0.1%以上 44 Nーイソプロピルアニリン 0.1%以上 45 イソプロピルアミシ 1%以上 46 イソプロピルアミン 1%以上 46 イソプロピルアミン 1%以上 46 イソプロピルアミン 1%以上 47 3'ーイソプロピルアミン 1%以上 47 3'ーイソプロピルエーテル 0.1%以上 47 3'ーイソプロポキシー2ートリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル) 1%以上 47 3'ーイソプロポキシー2ートリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル) 1%以上 47 3'ーイソプロポキシー2ートリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル) 1%以上 48 2メリー 1%以上 92 エメリー 1%以上 94 塩化亜鉛 0.1%以上 95 塩化アリル 96 塩化アンセニウム 97 塩化シアン 1%以上 98 塩化水素 0.1%以上 100 塩化ビニル 100 塩化ペンジル 101 塩化ペンジル 102 塩化ペンゾイル 103 塩化ポスホリル 1%以上	-			-		
38 アンチモン及びその化合物	-					
38 アンチモンア 0.1%以上 194 塩化亜鉛 0.1%以上 195 塩化アリル 196以上 195 塩化アリル 196以上 196以上 197 塩化ボ素 198以上 198以上 199 塩化ボ素 199 塩化デオール 199 塩化デオール 199 塩化デオール 199 塩化デオール 199 塩化ボ素 199 塩化ボネボ 199 塩化ボネボ 199 塩化ボネボ 199 塩化ボ素 199 塩化ボネボ 199 塩化ボネボ 199 塩化ボネボ 199 塩化ボネ 199 塩化ボ素 199 塩化ボ素 199 塩化ボネ 199 199 塩化ボネ 199 塩化ボネ 199 塩化ボネ 199 塩化ボネ 199 塩化ボネ	-			_		
60 プラビニッ 0. 1%以上 40 3ーイソシアナトメチルー3,5,5ートリメチルシクロヘキシル=イソシアネート 0. 1%以上 41 イソシアン酸メチル 0. 1%以上 42 イソプレン 0. 1%以上 43 Nーイソプロピルアニリン 0. 1%以上 44 Nーイソプロピルアニリン 0. 1%以上 45 イソプロピルアミシ 1%以上 46 イソプロピルアミン 1%以上 46 イソプロピルエーテル 0. 1%以上 47 3'ーイソプロポキシー2ートリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル) 1%以上 40 3ーイソシアナメチル・フォーム・メチル・フェール・フェール・フェール・フェール・フェール・フェール・フェール・フェー	-			_		
41 イソシアン酸メチル 0. 1%以上 42 イソプレン 0. 1%以上 43 Nーイソプロピルアニリン 0. 1%以上 44 Nーイソプロピルアニリン 0. 1%以上 45 イソプロピルアミシ 1%以上 46 イソプロピルアミン 1%以上 46 イソプロピルアニル 0. 1%以上 47 3'ーイソプロポキシー2ートリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル) 1%以上 100 塩化ピニル 101 塩化ペンジル 102 塩化ペンゾイル 1%以上 103 塩化ホスホリル 1%以上	-			_		
42 イソプレン 0. 1%以上 43 Nーイソプロピルアニリン 0. 1%以上 44 Nーイソプロピルアニリン 0. 1%以上 45 イソプロピルアミシ 1%以上 46 イソプロピルアニル 1%以上 47 3'ーイソプロポキシー2ートリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル) 1%以上 100 塩化ピニル 102 塩化ベンブイル 103 塩化ホスホリル 1%以上 103 塩化ホスホリル 1%以上	-			_		
43 N - イソプロピルアニリン 0. 1%以上 44 N - イソプロピルアミノホスおン酸O - エチルーO - (3 - メチルー4 - メチルチオフェニル) (別名フェナトン 0. 1%以上 45 イソプロピルアミン 1%以上 46 イソプロピルエーテル 0. 1%以上 47 3 - イソプロポキシー2ートリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル) 1%以上 100 塩化ピニル 101 塩化ペンジル 102 塩化ペンゾイル 1%以上 103 塩化ホスホリル 1%以上	-			_		
44 N-イソプロピルアミノホスホン酸OーエチルーOー(3ーメチルー4ーメチルFオフェニル) (別名フェナー	-			_		
44 まえ) 0.1%以上 100 塩化ビニル 0.1%以上 45 イソプロピルアミン 1%以上 101 塩化ペンジル 0.1%以上 46 イソプロピルエーテル 0.1%以上 102 塩化ペンゾイル 1%以上 47 3 ーイソプロポキシー2ートリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル) 1%以上 103 塩化ホスホリル 1%以上				_		
46イソプロピルエーテル0.1%以上102塩化ベンゾイル1%以上473' - イソプロポキシー2ートリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル)1%以上103塩化ホスホリル1%以上	44		0. 1%以上	_		
47 3'-イソプロポキシー2ートリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル) 1%以上 103 塩化ホスホリル 1%以上	45	イソプロビルアミン	1%以上	101	塩化ベンジル	0. 1%以上
	46	イソプロピルエーテル	0. 1%以上	102	塩化ベンゾイル	1%以上
48 イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール) 1%以上 104 塩素 1%以上	47	3' ーイソプロポキシー2ートリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル)	1%以上	103	塩化ホスホリル	1%以上
	48	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)	1%以上	104	塩素	1%以上





対象物質(3)

政令 番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)
105	塩素化カンフェン(別名トキサフェン)	0. 1%以上
106	塩素化ジフェニルオキシド	1%以上
107	黄りん	0. 1%以上
108	4,4'-オキシビス(2-クロロアニリン)	0. 1%以上
109	オキシビス(チオホスホン酸)0,0,0',0'ーテトラエチル(別名スルホテップ)	0.1%以上
110	4.4'ーオキシビスペンゼンスルホニルヒドラジド オキシビスホスホン酸四ナトリウム	1%以上 1%以上
112	オクタクロロナフタレン	1%以上
113	1,2,4,5,6,7,8,8ーオクタクロロー2,3,3a,4,7,7aーヘキサヒドロー4,7ーメタノー1Hー	0. 1%以上
┝	インデン(別名クロルデン)	
114 115	2ーオクタノール	1%以上
116	オゾン	1%以上 0. 1%以上
117	オメガークロロアセトフェノン	0. 1%以上
118	オーラミン	0. 1%以上
119	オルトーアニシジン	0. 1%以上
120	オルトークロロスチレン	1%以上
121 122	オルトークロロトルエン オルトージクロロベンゼン	0. 1%以上 1%以上
123	オルトーセカンダリーブチルフェノール	1%以上
124	オルトーニトロアニソール	0. 1%以上
125	オルトーフタロジニトリル	1%以上
126	過酸化水素	0. 1%以上
127	ガソリン	0. 1%以上
128	カテコール	0.1%以上
129 130	カーボンブラック	0. 1%以上
131	カルシウムシアナミド	1%以上
132	ぎ酸	0. 1%以上
133	ぎ酸エチル	1%以上
134	ぎ酸メチル	1%以上
135	キシリジン	0. 1%以上
136	キシレン	0.1%以上
137 138	銀及びその水溶性化合物クメン	0. 1%以上 1%以上
139	グルタルアルデヒド	0. 1%以上
140	クレオソート油	0. 1%以上
141	クレゾール	1%以上
142	クロム及びその化合物	0. 1%以上
143	クロロアセチル=クロリド	1%以上
144 145	クロロアセトアルデヒド クロロアセトン	0. 1%以上 1%以上
146	クロロエタン(別名塩化エチル)	0. 1%以上
147	2-クロロー4-エチルアミノー6-イソプロピルアミノー1,3,5-トリアジン	0. 1%以上
\vdash	(別名アトラジン)	
148	4ークロローオルトーフェニレンジアミン クロロジフルオロメタン(別名HCFCー22)	0. 1%以上 0. 1%以上
149 150	クロロシブルオロメダン(別名HCFCー22) 2ークロロー6ートリクロロメチルピリジン(別名ニトラピリン)	1%以上
151	2ークロロー1,1,2ートリフルオロエチルジフルオロメチルエーテル	0. 1%以上
152	(別名エンフルラン) 1-クロロ-1-ニトロプロパン	1%以上
153	クロロピクリン	1%以上
154	クロロフェノール	0. 1%以上
155	2-クロロー1, 3-ブタジエン	0. 1%以上
156	2-クロロプロピオン酸	1%以上
157	2ークロロベンジリデンマロノニトリル	0.1%以上
158	クロロベンゼン	0.1%以上
159 160	クロロペンタフルオロエタン(別名CFC-115) クロロホルム	1%以上 0. 1%以上
161	クロロメタン(別名塩化メチル)	0. 1%以上
162	4-クロロー2-メチルアニリン及びその塩酸塩	0. 1%以上
163	クロロメチルメチルエーテル	0. 1%以上
164	軽油	0. 1%以上
165	けつ岩油	0.1%以上
166 167	ケテン ゲルマン	1%以上 1%以上
168	鉱油	0.1%以上
169	五塩化りん	1%以上
170	固形パラフィン	1%以上
171	五酸化パナジウム	0. 1%以上
172	コバルト及びその化合物	0. 1%以上
		42

政令 番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)
173	五弗化臭素	1%以上
174	コールタール	0. 1%以上
175	コールタールナフサ	1%以上
176	酢酸	0. 1%以上
177	酢酸エチル	1%以上
178	酢酸1,3ージメチルブチル	1%以上
179	酢酸鉛	0. 1%以上
180	酢酸ビニル	0. 1%以上
181	酢酸ブチル	1%以上
182	酢酸プロピル	1%以上
183	酢酸ベンジル	1%以上
184	酢酸ペンチル(別名酢酸アミル)	0. 1%以上
185	酢酸メチル	1%以上
186	サチライシン	0.1%以上
187 188	三塩化りん 酸化亜鉛	1%以上 1%以上
189	酸化アルミニウム	1%以上
190	酸化カルシウム	1%以上
191	酸化チタン(IV)	1%以上
192	酸化鉄	1%以上
193	1, 2一酸化ブチレン	0. 1%以上
194	酸化プロピレン	0. 1%以上
195	酸化メシチル	0. 1%以上
196	三酸化二ほう素	1%以上
197	三臭化ほう素	1%以上
198	三弗化塩素	1%以上
199	三弗化ほう素	1%以上
200	次亜塩素酸カルシウム N, N'-ジアセチルベンジジン	1%以上
202	ジアセトンアルコール	0. 1%以上
203	ジアゾメタン	0. 1%以上
204	シアナミド	0. 1%以上
205	2ーシアノアクリル酸エチル	0. 1%以上
206	2ーシアノアクリル酸メチル	0. 1%以上
207	2,4ージアミノアニソール	0. 1%以上
208	4,4'ージアミノジフェニルエーテル	0. 1%以上
209	4,4'ージアミノジフェニルスルフィド	0.1%以上
210	4,4'ージアミノー3,3'ージメチルジフェニルメタン	0.1%以上
211	2.4ージアミノトルエン 四アルキル鉛	0.1%以上
213	シアン化カリウム	1%以上
214	シアン化カルシウム	1%以上
215	シアン化水素	1%以上
216	シアン化ナトリウム	0. 1%以上
217	ジイソブチルケトン	1%以上
218	ジイソプロピルアミン	1%以上
219	ジエタノールアミン	1%以上
-	2ー(ジエチルアミノ)エタノール	1%以上
221	ジェチルアミン	1%以上
222	ジエチルケトン	1%以上
223	ジエチルーパラーニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン) 1.2ージエチルヒドラジン	0.1%以上
225	ジェチレントリアミン	0. 1%以上
226	四塩化炭素	0. 1%以上
227	1, 4ージオキサン	0.1%以上
П	1,4-ジオキサン-2,3-ジイルジチオビス(チオホスホン酸)	
228	0,0,0',0'ーテトラエチル(別名ジオキサチオン)	1%以上
229	1,3-ジオキソラン	0.1%以上
230	シクロヘキサノール	0.1%以上
231	シクロヘキサノン	0.1%以上
232	シクロヘキサンシクロヘキシルアミン	0.1%以上
234	2-シクロヘキシルビフェニル	0. 1%以上
235	シクロヘキセン	1%以上
236	シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン	1%以上
237	シクロペンタジエン	1%以上
20/		+
238	シクロペンタン	1%以上
-	シクロベンタン ジクロロアセチレン	1%以上
238		





対象物質(4)

政令番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)	政令番号		対象となる範囲 (重量%)
242	3,3'ージクロロー4,4'ージアミノジフェニルメタン	0. 1%以上	304	しゆう酸	0. 1%以上
243	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12)	1%以上	305	臭素	1%以上
244	1,3-ジクロロ-5,5-ジメチルイミダゾリジン-2,4-ジオン	1%以上	306	臭素化ビフェニル	0. 1%以上
245	3,5-ジクロロ-2,6-ジメチル-4-ピリジノール(別名クロピドール)	1%以上	307	硝酸	1%以上
246	ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-114)	1%以上	308		すべて
247	2,2-ジクロロー1,1,1-トリフルオロエタン(別名HCFC-123)	1%以上	309		1%以上
248	1,1-ジクロロー1-二トロエタン	1%以上	310		0. 1%以上
249	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名ジウロン)	1%以上	311	1 1	1%以上
-	2.4ージクロロフェノキシエチル硫酸ナトリウム 2.4ージクロロフェノキシ酢酸	1%以上	_	シリカ	0.1%以上
-	1,4-ジクロロフェンキン酢酸	0. 1%以上	-	ジルコニウム化合物 人造鉱物繊維	1%以上 1%以上
-	ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-21)	0. 1%以上		水銀及びその無機化合物	0. 1%以上
254	1.2一ジクロロプロパン	0. 1%以上	_	水酸化カリウム	1%以上
-	2.2-ジクロロプロピオン酸	1%以上	_	水酸化カルシウム	1%以上
256	1,3-ジクロロプロペン	0. 1%以上		水酸化セシウム	1%以上
257	ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)	0. 1%以上	319	水酸化ナトリウム	1%以上
258	四酸化オスミウム	1%以上	320	水酸化リチウム	1%以上
259	ジシアン	1%以上	321	水素化リチウム	0. 1%以上
260	ジシクロペンタジエニル鉄	1%以上	322	すず及びその化合物	0. 1%以上
261	ジシクロペンタジエン	1%以上	323	スチレン	0. 1%以上
262	2,6ージーターシャリーブチルー4ークレゾール	0. 1%以上	324	ステアリン酸亜鉛	1%以上
263	1,3ージチオランー2ーイリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	1%以上	_	ステアリン酸ナトリウム	1%以上
264	ジチオりん酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-ノルマルー	1%以上	_	ステアリン酸鉛	0. 1%以上
005	プロビル(別名スルプロホス) ジチオりん酸O、OージエチルーSー(2-エチルチオエチル)(別名ジスルホン)	0.10/10/16	327	ステアリン酸マグネシウム	1%以上
-	ジチオりん酸O, OージエチルーSー(Zーエチルテオエチル)(別名ホレート)	0. 1%以上	328		1%以上
	ジチオりん酸O, O - ジェナル 3 エナルノオメナル(加石ホレート)		329		1%以上
267	3(4H)ーイル)メチル](別名アジンホスメチル)	0. 1%以上	330		1%以上
268	ジチオりん酸O, OージメチルーS-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル	0. 1%以上	331		1%以上
200	(別名マラチオン)	0. 1702	332		1%以上
269	ジナトリウム=4ー[(2,4ージメチルフェニル)アゾ]ー 3ーヒドロキシー2,7ーナフタレンジスルホナート(別名ポンソーMX)	0. 1%以上	333		0. 1%以上
270	ジナトリウム=8-[[3,3'ージメチルー4'ー[[4-[[(4-メチルフェニル) スルホニル]オキシ]フェニル]アゾ][1,1'ーピフェニル] -4-イル]アゾ]ー	0. 1%以上	334	4H-1,3,5-ナアンアンシー4-オン(別名フノロフェンン)	1%以上
	7ーヒドロキシー1,3ーナフタレンジスルホナート(別名CIアシッドレッド114)	0. 1702	335 336		0. 1%以上
271	ジナトリウム=3ーヒドロキシー4ー[(2.4.5ートリメチルフェニル) アゾ]ー2.7ーナフタレンジスルホナート(別名ポンソー3R)	0. 1%以上	337	タングステン及びその水溶性化合物	1%以上
272	2.4ージニトロトルエン	0. 1%以上	338	タンタル及びその酸化物	1%以上
273	ジニトロベンゼン	0. 1%以上	220	チオジ(パラーフェニレン)ージオキシービス(チオホスホン酸)	10/15 L
274	2-(ジーノルマルーブチルアミノ)エタノール	1%以上	339	0,0,0',0'ーテトラメチル(別名テメホス)	1%以上
275	ジーノルマループロピルケトン	1%以上	340	チオ尿素	0. 1%以上
276	ジビニルベンゼン	0. 1%以上	341		0. 1%以上
277	ジフェニルアミン	0. 1%以上	342		0. 1%以上
-	ジフェニルエーテル	1%以上	343	チオトリん酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノ ン)	0. 1%以上
-	1,2ージブロモエタン(別名EDB)	0. 1%以上	344	チオりん酸O, Oージエチルーエチルチオエチル(別名ジメトン)	0. 1%以上
	1,2-ジブロモー3-クロロプロパン	0. 1%以上		チオレノ、一般へ ロージ・エチルーロー(6ーオキソー1ーフェニルー1 6ージ・ドト・ローユード・リタ・ジ・ニル)	
-	ジブロモジフルオロメタン	1%以上	345	(別名ピリダフェンチオン)	1%以上
-	ジベンゾイルペルオキシド	0. 1%以上	346	チオトりん酸O, OージエチルーOー(3,5,6ートリクロロー2ーピリジル)(別名クロルピリホス)	1%以上
-	ジボラン	1%以上	347	チオトりん酸O, OージエチルーOー[4ー(メチルスルフィニル)フェニル](別名フェニルスルホチオン)	1%以上
-	N,Nージメチルアセトアミド N,Nージメチルアニリン	0. 1%以上 1%以上	348		0. 1%以上
265	N,N-シメナルアニリン [4-[[4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-[エチル(3-スルホベンジル)アミノ]	170以上	349	チオトリん酸O, OージメチルーOー(3ーメチルー4ーニトロフェニル)(別名フェニトロチオン)	1%以上
286	フェニル]メチリデン]シクロヘキサンー2,5ージエンー1ーイリデン](エチル)	0. 1%以上	350		0. 1%以上
\vdash	(3-スルホナトベンジル)アンモニウムナトリウム塩(別名ペンジルパイオレット4B)		351	デカボラン	1%以上
-	ジメチルアミン	0. 1%以上	352		1%以上
-	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)	0. 1%以上	353		0. 1%以上
-	ジメチルエトキシシラン	0. 1%以上	354		0.1%以上
-	ジメチルカルバモイル=クロリド	0.1%以上	355		1%以上 1%以上
291 292	ジメチルー2,2ージクロロビニルホスフェイト(別名DDVP) ジメチルジスルフィド	0. 1%以上	356 357		1%以上
-	N,Nージメチルニトロソアミン	0. 1%以上		1,1,2,2 ー テトラクロロエダン(別名四温化アセテレン)	
-	N,N = ファテルートロックミン ジメチルーパラーニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)	0. 1%以上	358	(別名キャプタフォル)	0. 1%以上
-	ジメチルヒドラジン	0. 1%以上	359	テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)	0. 1%以上
296	1,1'ージメチルー4,4'ービピリジニウム=ジクロリド(別名パラコート)	1%以上	360	4,5,6,7ーテトラクロロー1,3ージジヒドロベンゾ[c]フランー2ーオン(別名フサライド)	1%以上
297	1,1'ージメチルー4,4'ーピピリジニウムニメタンスルホン酸塩	1%以上	361	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC-112)	1%以上
	2-(4,6-ジメチルー2-ピリミジニルアミノカルボニルアミノスルフォニル)			2,3,7,8ーテトラクロロジベンゾー1,4ージオキシン	0. 1%以上
298	安息香酸メチル(別名スルホメチュロンメチル)	0. 1%以上	363	テトラクロロナフタレン	1%以上
299	N,Nージメチルホルムアミド	0. 1%以上		テトラナトリウム=3,3'ー[(3,3'ージメチルー4,4'ービフェニリレン)	0.10/10/1
300	1-[(2,5-ジメトキシフェニル)アゾ]-2-ナフトール(別名シトラスレット゚ナンパー2)	0. 1%以上	364	【ビス(アゾ)]ビス[5ーアミノー4ーヒドロキシー2,7ーナフタレンジスルホナー 【ト](別名トリパンブルー)	0. 1%以上
301	臭化エチル	0. 1%以上	\vdash	テトラナトリウム=3,3'ー[(3,3'ージメトキシー4,4'ーピフェニリレン)	
302	臭化水素	1%以上	365	ビス(アゾ)]ビス[5-アミノー4-ヒドロキシー2,7-ナフタレンジスルホナー	0. 1%以上
303	臭化メチル	0. 1%以上		ト] (別名CIダイレクトブルー15)	





対象物質(5)

政令 番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)
	テトラニトロメタン	0. 1%以上
367	テトラヒドロフラン	1%以上
368	テトラフルオロエチレン	0. 1%以上
369	1,1,2,2ーテトラブロモエタン	1%以上
370	テトラブロモメタン	1%以上
371	テトラメチルこはく酸ニトリル	1%以上
372	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	0. 1%以上
373	テトラメトキシシラン	1%以上
374	テトリル	0.1%以上
375 376	テルフェニルテルル及びその化合物	1%以上 0.1%以上
377	テレビン油	0. 1%以上
378	テレフタル酸	0. 1%以上
379	銅及びその化合物	0. 1%以上
380	灯油	0. 1%以上
381	トリエタノールアミン	0. 1%以上
382	トリエチルアミン	1%以上
-	トリクロロエダン	0.1%以上
	トリクロロエチレントリクロロ酢酸	0.1%以上
386	トリクロロ目FIS 1,1,2ートリクロロー1,2,2ートリフルオロエタン	1%以上
387	トリクロロナフタレン	1%以上
388	1,1,1ートリクロロー2,2ービス(4ークロロフェニル)エタン(別名DDT)	0. 1%以上
389	1,1,1ートリクロロー2,2ービス(4ーメトキシフェニル)エタン(別名外キシクロル)	0. 1%以上
390	2,4,5ートリクロロフェノキシ酢酸	0. 1%以上
391	トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)	0. 1%以上
392	1,2,3ートリクロロプロパン	0.1%以上
393	1,2,4ートリクロロベンゼン	1%以上
394 395	トリクロロメチルスルフェニル=クロリド N-(トリクロロメチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド(別名キャプタン)	1%以上 0.1%以上
396	トリシクロヘキシルすず=ヒドロキシド	1%以上
397	1,3,5ートリス(2,3ーエポキシプロピル) -1,3,5ートリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)	0. 1%以上
	ートリオン	
398 399	トリス(N,Nージメチルジチオカルパメート)鉄(別名ファーバム) トリニトロトルエン	0.1%以上
400	トリフェニルアミン	1%以上
401	トリブロモメタン	0. 1%以上
402	2ートリメチルアセチルー1,3ーインダンジオン	1%以上
403	トリメチルアミン	1%以上
-	トリメチルベンゼン	1%以上
405 406	トリレンジイソシアネート	0.1%以上
	トルイジン	0. 1%以上 0. 1%以上
408	ナフタレン	0. 1%以上
-	1ーナフチルチオ尿素	1%以上
410	1ーナフチルーNーメチルカルバメート(別名カルバリル)	1%以上
411		0. 1%以上
412	二亜硫酸ナトリウム	0. 1%以上
413	ニコチン	0.1%以上
414 415	二酸化硫黄二酸化塩素	1%以上 1%以上
416		0.1%以上
417	二硝酸プロピレン	1%以上
-	ニッケル及びその化合物	0. 1%以上
419	ニトリロ三酢酸	0. 1%以上
420		0. 1%以上
-	ニトロエタン	1%以上
-	ニトログリコール	1%以上
-	ニトログリセリン ニトロセルローズ	すべて すべて
-	Nーニトロソモルホリン	9へに
-	ニトロトルエン	0. 1%以上
-	ニトロプロパン	0. 1%以上
428	ニトロベンゼン	0. 1%以上
429	ニトロメタン	0. 1%以上
-	乳酸ノルマルーブチル	1%以上
431	二硫化炭素	0. 1%以上 1%以上
432	ノナン	

政令 番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)
433	ノルマルーブチルアミン	1%以上
434	ノルマルーブチルエチルケトン	1%以上
435	ノルマルーブチルー2, 3ーエポキシプロピルエーテル	0. 1%以上
436	N-[1-(N-ノルマルーブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾ リル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	0. 1%以上
437	白金及びその水溶性塩	0. 1%以上
438 439	ハフニウム及びその化合物	1%以上
440	パラーアニシジンパラークロロアニリン	1%以上 0.1%以上
441	パラージクロロベンゼン	0. 1%以上
442	パラージメチルアミノアゾベンゼン	0. 1%以上
443	パラーターシャリーブチルトルエン	0. 1%以上
444	パラーニトロアニリン	0. 1%以上
445	パラーニトロクロロベンゼン	0. 1%以上
446 447	パラーフェニルアゾアニリン	0.1%以上
447	パラーベンゾキノンパラーメトキシフェノール	1%以上 1%以上
449	バリウム及びその水溶性化合物	1%以上
450	ピクリン酸	すべて
451	ビス(2,3ーエポキシプロピル)エーテル	1%以上
452	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	0. 1%以上
453	ビス(2-クロロエチル)エーテル	1%以上
454	ビス(2ークロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス)	0.1%以上
455	N, Nービス(2ークロロエチル)メチルアミンーNーオキシド	0.1%以上
456 457	ビス(ジチオりん酸)S,S'ーメチレンーO,O,O'O'ーテトラエチル(別名エチオン) ビス(2ージメチルアミノエチル)エーテル	1%以上 1%以上
458	砒素及びその化合物	0. 1%以上
459	ヒドラジン	0. 1%以上
460	ヒドラジン一水和物	0. 1%以上
461	ヒドロキノン	0. 1%以上
462	4ービニルー1ーシクロヘキセン	0. 1%以上
463	4ービニルシクロヘキセンジオキシド	0.1%以上
464 465	ビニルトルエン ビフェニル	1%以上 1%以上
466	ピペラジンニ塩酸塩	1%以上
467	ピリジン	0. 1%以上
468	ピレトラム	0. 1%以上
469	フェニルオキシラン	0. 1%以上
470	フェニルヒドラジン	0.1%以上
471 472	フェニルホスフィン フェニレンジアミン	0.1%以上
473	フェノチアジン	0. 1%以上
474	フェノール	0. 1%以上
475	フェロバナジウム	1%以上
476	1,3ーブタジエン	0. 1%以上
477	ブタノール	0.1%以上
478	フタル酸ジエチル	0. 1%以上
	コタル酸ジーフルフルーブチル	O 10611 F
479 480	フタル酸ジーノルマルーブチル フタル酸ジメチル	0. 1%以上 1%以上
479 480 481	フタル酸ジーノルマルーブチル フタル酸ジメチル フタル酸ビス(2ーエチルヘキシル) (別名DEHP)	0. 1%以上 1%以上 0. 1%以上
480	フタル酸ジメチル	1%以上
480 481	フタル酸ジメチル フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(別名DEHP)	1%以上 0. 1%以上
480 481 482 483 484	フタル酸ジメチル フタル酸ビス (2ーエチルヘキシル) (別名DEHP) ブタン 1ーブタンチオール 弗化カルボニル	1%以上 0.1%以上 1%以上 0.1%以上
480 481 482 483 484 485	フタル酸ジメチル フタル酸ビス (2ーエチルヘキシル) (別名DEHP) ブタン 1ーブタンチオール 弗化カルボニル 弗化ビニリデン	1%以上 0.1%以上 1%以上 0.1%以上 1%以上 1%以上
480 481 482 483 484 485 486	フタル酸ジメチル フタル酸ビス(2ーエチルヘキシル) (別名DEHP) ブタン 1ーブタンチオール 弗化カルボニル 弗化ビニリデン 弗化ビニル	1%以上 0.1%以上 1%以上 1%以上 1.0.1%以上 1.0.1%以上 1.0.1%以上 1.0.1%以上
480 481 482 483 484 485	フタル酸ジメチル フタル酸ビス (2ーエチルヘキシル) (別名DEHP) ブタン 1ーブタンチオール 弗化カルボニル 弗化ビニリデン	1%以上 0.1%以上 1%以上 0.1%以上 1%以上 1%以上
480 481 482 483 484 485 486 487	フタル酸ジメチル フタル酸ビス(2ーエチルヘキシル)(別名DEHP) ブタン 1ーブタンチオール 弗化カルボニル 弗化ビニリデン 弗化ビニル 弗素及びその水溶性無機化合物	1%以上 0.1%以上 1%以上 1%以上 0.1%以上 1%以上 1%以上 1%以上 0.1%以上 0.1%以上
480 481 482 483 484 485 486 487	フタル酸ジメチル フタル酸ジス(2-エチルヘキシル)(別名DEHP) ブタン 1-ブタンチオール 弗化カルボニル 弗化ビニリデン 弗化ビニル 弗素及びその水溶性無機化合物 2-ブテナール	1%以上 0.1%以上 1%以上 0.1%以上 1%以上 1%以上 1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上
480 481 482 483 484 485 486 487 488 490 491	フタル酸ジメチル フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(別名DEHP) ブタン 1-ブタンチオール 弗化カルボニル 弗化ビニリデン 弗化ビニル 弗素及びその水溶性無機化合物 2-ブテナール フルオロ酢酸ナトリウム フルフラール フルフリルアルコール	1%以上 0.1%以上 1%以上 0.1%以上 1%以上 1%以上 1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上
480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492	フタル酸ジメチル フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(別名DEHP) ブタン 1-ブタンチオール 弗化カルボニル 弗化ビニリデン 弗化ビニル 弗素及びその水溶性無機化合物 2-ブテナール フルオロ酢酸ナトリウム フルフラール フルフリルアルコール 1.3-ブロパンスルトン	1%以上 0.1%以上 1%以上 1%以上 1%以上 1%以上 1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上
480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493	フタル酸ジメチル フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(別名DEHP) ブタン 1-ブタンチオール 弗化カルボニル 弗化ビニリデン 弗化ビニル 弗素及びその水溶性無機化合物 2-ブテナール フルオロ酢酸ナトリウム フルフラール フルフリルアルコール 1.3-ブロパシスルトン プロピオン酸	1%以上 0.1%以上 1%以上 1%以上 1%以上 1%以上 1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 1%以上 0.1%以上
480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492	フタル酸ジメチル フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(別名DEHP) ブタン 1-ブタンチオール 弗化カルボニル 弗化ビニリデン 弗化ビニル 弗素及びその水溶性無機化合物 2-ブテナール フルオロ酢酸ナトリウム フルフラール フルフリルアルコール 1.3-ブロパシスルトン プロピオン酸 プロピルアルコール	1%以上 0.1%以上 1%以上 1%以上 1%以上 1%以上 1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上
480 481 482 483 484 485 486 487 488 490 491 492 493 494	フタル酸ジメチル フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(別名DEHP) ブタン 1-ブタンチオール 弗化カルボニル 弗化ビニリデン 弗化ビニル 弗素及びその水溶性無機化合物 2-ブテナール フルオロ酢酸ナトリウム フルフラール フルフリルアルコール 1.3-ブロパシスルトン プロピオン酸	1%以上 0.1%以上 1%以上 1%以上 1%以上 1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 1%以上 0.1%以上 1%以上 0.1%以上 0.1%以上
480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495	フタル酸ジメチル フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(別名DEHP) ブタン 1-ブタンチオール 弗化カルボニル 弗化ビニリデン 弗化ビニル 弗素及びその水溶性無機化合物 2-ブテナール フルオロ酢酸ナトリウム フルフラール フルフリルアルコール 1,3-ブロパンスルトン プロピオン酸 プロピルアルコール プロピレンイミン	1%以上 0.1%以上 1%以上 1%以上 1%以上 1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上
480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496	フタル酸ジメチル フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(別名DEHP) ブタン 1-ブタンチオール 弗化カルボニル 弗化ビニリデン 弗化ビニル 弗素及びその水溶性無機化合物 2-ブテナール フルオロ酢酸ナトリウム フルフラール フルフラール フルフリルアルコール 1,3-ブロパンスルトン プロピオン酸 プロピルアルコール プロピレンイミン プロピレングリコールモノメチルエーテル	1%以上 0.1%以上 1%以上 1%以上 1%以上 1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 0.1%以上 1%以上 0.1%以上 0.1%以上 1%以上 1%以上 1%以上 1%以上





対象物質(6)

政令 番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)	政令 番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)
$\overline{}$	ブロモクロロメタン	1%以上 0.1%以上	566	2,2'-[[4-(メチルアミノ)-3-ニトロフェニル]アミノ]ジエタノール (別名HCブルーナンバー1)	0. 1%以上
502	ブロモジクロロメタン 5ーブロモー3ーセカンダリーブチルー6ーメチルー1,2,3,4ー テトラヒドロピリミジンー2,4ージオン(別名ブロマシル)	0. 1%以上	567	N-メチルアミノホスホン酸O-(4-ターシャリーブチルー2-クロロフェニル) -O-メチル(別名クルホメート)	1%以上
503	ブロモトリフルオロメタン	1%以上	568	メチルアミン	0. 1%以上
504	2ーブロモプロパン	0. 1%以上	-	メチルイソブチルケトン	1%以上
505	ヘキサクロロエタン	0. 1%以上	-		1%以上
506	1.2.3.4.10,10ーヘキサクロロー6,7ーエポキシー1,4.4a,5,6,7,8,8aー オクタヒドローエキソー1,4ーエンドー5,8ージメタノナフタレン(別名ディルドリン)	0. 1%以上	571 572	N-メチルカルバミン酸2-イソブロビルオキシフェニル(別名ブロボキスル) N-メチルカルバミン酸2.3-ジヒドロ-2.2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	0. 1%以上
507	1,2,3,4,10,10ーヘキサクロロー6,7ーエポキシー1,4,4a,5,6,7,8,8aー オクタヒドローエンドー1,4ーエンドー5,8ージメタノナフタレン(別名ェントリン)	1%以上	<u> </u>	(別名カルボフラン) Nーメチルカルバミン酸2ーセカンダリーブチルフェニル(別名フェ/ブカルブ)	1%以上
-	1,2,3,4,5,6ーヘキサクロロシクロヘキサン(別名リンデン)	0. 1%以上	574	メチルシクロヘキサノール	1%以上
-	ヘキサクロロシクロペンタジエン	0.1%以上	-	メチルシクロヘキサノン	1%以上
510	ヘキサクロロナフタレン 1.4.5.6.7.7-ヘキサクロロビシクロ[2.2.1]-5-ヘプテン-2.3-ジカルボン酸	1%以上	\vdash	メチルシクロヘキサン	1%以上
511	(別名クロレンド酸)	0. 1%以上	-	2ーメチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン 2ーメチルー4,6ージニトロフェノール	1%以上 0.1%以上
512	1.2.3.4.10.10ーヘキサクロロー1.4.4a.5.8.8aーヘキサヒドローエキソー 1.4ーエンドー5.8ージメタノナフタレン(別名アルドリン)	0. 1%以上	579	2ーメチルー3,5ージニトロベンズアミド(別名ジニトルミド)	1%以上
513	ヘキサクロロヘキサヒドロメタノヘ`ンソ`シ`オキサチェピンオキサイド(別名ヘ`ンソエピン)	1%以上	_	メチルーターシャリーブチルエーテル(別名MTBE)	0. 1%以上
$\overline{}$	ヘキサクロロベンゼン	0.1%以上	581	5-メチル-1,2,4-トリアゾロ[3,4-b]ベンゾチアゾール(別名トリシクラゾール)	1%以上
515	ヘキサヒドロー1,3,5ートリニトロー1,3,5ートリアジン(別名シクロナイト)	1%以上	582 583	2ーメチルー4ー(2ートリルアゾ)アニリン 2ーメチルー1ーニトロアントラキノン	0. 1%以上 0. 1%以上
516	ヘキサフルオロアセトン	0. 1%以上	_	NーメチルーNーニトロソカルバミン酸エチル	0. 1%以上
517	ヘキサメチルホスホリックトリアミド	0. 1%以上	585	メチルーノルマルーブチルケトン	1%以上
-	ヘキサメチレンジアミン	0. 1%以上	586	メチルーノルマルーペンチルケトン	1%以上
_	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	0.1%以上	587	メチルヒドラジン	0. 1%以上
520 521	ヘキサン 1-ヘキセン	0.1%以上	588	メチルビニルケトン	0. 1%以上
521	ベーターブチロラクトン	1%以上 0. 1%以上	-		0.1%以上
-	ベータープロピオラクトン	0.1%以上		メチルプロビルケトン 5-メチルー2-ヘキサノン	1%以上
	1,4,5,6,7,8,8ーヘプタクロロー2,3ーエポキシー3a,4,7,7aーテトラヒドロー4,7ー		591 592	4ーメチルー2ーペンタノール	1%以上 1%以上
524	メタノー1Hーインデン(別名ヘプタクロルエポキシド)	0. 1%以上		2ーメチルー2,4ーペンタンジオール	1%以上
525	1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン	0. 1%以上	_	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別名メプロニル)	1%以上
526	(別名ヘプタクロル) ヘプタン	1%以上	595	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート(別名メソミル)	1%以上
527	ペルオキソニ硫酸アンモニウム	0.1%以上	596	メチルメルカプタン	1%以上
528	ペルオキソニ硫酸カリウム	0.1%以上	597	4,4'ーメチレンジアニリン	0. 1%以上
529	ペルオキソニ硫酸ナトリウム	0. 1%以上	598	メチレンビス(4,1ーシクロヘキシレン)=ジイソシアネート	0. 1%以上
530	ペルフルオロオクタン酸アンモニウム塩	0. 1%以上	599	メチレンビス(4,1ーフェニレン)=ジイソシアネート(別名MDI)	0. 1%以上
531	ベンゼン	0. 1%以上	600	2-メトキシー5-メチルアニリン 1-(2-メトキシー2-メチルエトキシ)-2-プロパノール	0. 1%以上 1%以上
532	1,2,4ーベンゼントリカルボン酸1,2ー無水物	0. 1%以上	602	メルカプト酢酸	0. 1%以上
533	ベンゾ[a]アントラセン	0. 1%以上	603	モリブデン及びその化合物	1%以上
534	ベンゾ[a]ピレン	0.1%以上	604	モルホリン	1%以上
535 536	ベンゾフラン ベンゾ[e]フルオラセン	0. 1%以上	605	沃化メチル	1%以上
537	ペンタクロロナフタレン	1%以上		沃素	0. 1%以上
538	ペンタクロロニトロベンゼン	0. 1%以上	_	ヨードホルム	1%以上
-	ペンタクロロフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	0. 1%以上	_	硫化ジメチル 硫化水素	1%以上 1%以上
540	1ーペンタナール	1%以上	_	硫化水素ナトリウム	1%以上
541	1,1,3,3,3-ペンタフルオロ-2-(トリフルオロメチル)-1-プロペン(別名PFIB)	1%以上	_	硫化ナトリウム	1%以上
-	ペンタボラン	1%以上	-	硫化りん	1%以上
	ペンタン	1%以上	613	硫酸	1%以上
-	ほう酸ナトリウム	0. 1%以上 1%以上	-	硫酸ジイソプロピル	0. 1%以上
545 546	ホスゲン (2ーホルミルヒドラジノ)ー4ー(5ーニトロー2ーフリル)チアゾール	1%以上 0. 1%以上	-	硫酸ジエチル	0.1%以上
547	ホルムアミド	1%以上	_	硫酸ジメチル	0.1%以上
-	ホルムアルデヒド	0. 1%以上	_	りん化水素 りん酸	1%以上 1%以上
-	マゼンタ	0. 1%以上	_	りん酸ジーノルマルーブチル	1%以上
550	マンガン及びその無機化合物	1%以上		りん酸ジーノルマルーブチル=フェニル	1%以上
551	ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリッ ト及びミネラルターペンを含む。)	1%以上		りん酸1,2ージブロモー2,2ージクロロエチル=ジメチル(別名ナレド)	0. 1%以上
552	一大及びミイブルダーハンを含む。) 無水酢酸	1%以上	622	りん酸ジメチル=(E)-1-(N,N-ジメチルカルバモイル)-1-プロペン-2-	1%以上
-	無水フタル酸	0. 1%以上	522	イル(別名ジクロトホス)	1 /0 / 1
-	無水マレイン酸	0. 1%以上	623	りん酸ジメチル=(E) -1-(N-メチルカルバモイル) -1-プロペン-2-イル	1%以上
-	メターキシリレンジアミン	0. 1%以上	_	(別名モノクロトホス)	
-	メタクリル酸	1%以上	624	りん酸ジメチル=1-メトキシカルボニル-1-プロペン-2-イル(別名光'ンホス)	1%以上
-	メタクリル酸メチル	0. 1%以上	_	りん酸トリ(オルトートリル)	1%以上
-	メタクリロニトリル	0.1%以上	626 627	りん酸トリス(2,3ージブロモプロピル) りん酸トリーノルマルーブチル	0. 1%以上 1%以上
-	メタージシアノベンゼン	1%以上	-	りん酸トリフェニル	1%以上
-	メタノール メタンスルホン酸エチル	0. 1%以上 0. 1%以上	_	レソルシノール	0. 1%以上
-	メタンスルホン酸メチル	0. 1%以上	-	六塩化ブタジェン	0. 1%以上
-	メチラール	0.1%以上	631	ロジウム及びその化合物	0. 1%以上
-	メチルアセチレン	1%以上	632	ロジン	0. 1%以上
	Nーメチルアニリン	1%以上	633	ロテノン	1%以上
			_		



諸外国でのGHS導入状況

欧米を始めとして、中国等のアジア諸国でも導入が始まっています

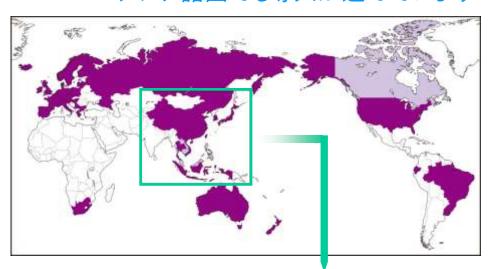
欧州では、REACH、CLP規則といった形でGHSが導入されています。また、米国では、労働安全衛生分野の法規 制へGHSが導入されました。

中国、韓国、台湾でも導入が進んでおり、アジア諸国でも、ますますGHSが浸透していくと見られます。

なお、GHSは、各国の法規制等の状況に応じて部分的な導入が認められていること等から、各国の導入状況が 異なる場合があります。言語対応等、化学品が提供される国や地域で定められたルールをご確認下さい。

世界各国のGHS対応状況

アジア諸国でも導入が進んでいます!





GHSを導入している国・地域

2012年8月の導入状況

GHSの導入を検討・準備中の国・地域

出典: UNECE (国連欧州経済委員会) ウェブサイト内 GHS implementation等を参照 http://www.unece.org/trans/danger/publi/ghs/implementation_e.html



■ 経済産業省 製造産業局化学物質管理課

[化管法に関するHP]

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

[GHSに関するHP]

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs.html

〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号

TEL: 03-3501-0080 FAX: 03-3580-6347

[化管法に基づくSDSの提供に関するお問い合わせ]

E-mail: msds-meyasubako@meti.go.jp

[GHSに関するお問い合わせ]

E-mail: ghs-meyasubako@meti.go.jp

労働安全衛生法(安衛法)

■ 厚生労働省 労働基準局安全衛生部化学物質対策課

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/ghs/index.html

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号

TEL: 03-5253-1111(代) FAX: 03-3502-1598

関連機関

■ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

http://www.nite.go.jp/index.html

United Nations Economic Commission for Europe (UNECE)
 http://www.unece.org/trans/danger/publi/ghs/ghs_welcome_e.html